

JA Minori

Disclosure 2025

ディスクロージャー誌



JA（農業協同組合）は、農と食を基軸とする地域に根ざした「協同組合」です。組合員の一人ひとりが力を合わせ、みんなの願いをかなえていく組織です。

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和6年度）	4
5. 協同活動ハイライト（令和6年度）	8
6. 農業振興活動	13
7. 地域貢献情報	13
8. リスク管理の状況	16
9. 自己資本の状況	19
10. 主な事業の内容	19
【JAの概要】	
1. 機構図	27
2. 組合員数	28
3. 組合員組織の状況	28
4. 役員構成（役員一覧）	29
5. 職員数	29
6. 事務所の名称及び所在地	30
7. 特定信用事業代理業者の状況	31
【経営資料】	
I. 決算の状況	
1. 貸借対照表	32
2. 損益計算書	34
3. 注記表	36
4. 剰余金処分計算書	46
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	47
6. 部門別損益計算書	48
7. 会計監査人の監査	48
II. 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
2. 利益総括表	50
3. 資金運用収支の内訳	50
4. 受取・支払利息の増減額	51
III. 事業の概況	
1. 信用事業	52
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
（5）有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	

(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業	59
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実	61
(1) 購買事業取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) その他の事業取扱実績	
IV. 経営諸指標	
1. 利益率	64
2. 貯貸率・貯証率	64
V. 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	65
2. 自己資本の充実度に関する事項	66
3. 信用リスクに関する事項	70
4. 信用リスク削減手法に関する事項	76
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	77
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	77
7. CVA リスクに関する事項	77
8. マーケット・リスクに関する事項	77
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	78
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	79
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	80
12. 金利リスクに関する事項	80
VI. 連結情報	
1. グループの概況	82
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和6年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結剰余金計算書	
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(9) 連結注記表	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	102
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVA リスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	
農協法による開示基準対比での掲載ページ	118

ごあいさつ

平素は、JAみのりの各事業・活動について格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年も財産や収支の状況といった財務内容だけでなく、経営方針や組織、取扱商品や事業サービスの内容などを皆さまに幅広く紹介するために、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

ディスクロージャー（Disclosure）は、「物事を明らかにして示すもの」という意味であり、本冊子により、JAみのりに対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、農政の憲法とも呼ばれる「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正され、「食料安全保障の確保」や「農業の持続的な発展」などの基本計画が示されました。また、今年1月には、「兵庫の酒米「山田錦」生産システム」が日本農業遺産に認定されました。JAみのりでは、この度の認定を機に「山田錦」のブランド力のさらなる強化と次世代への栽培技術の継承に取り組むとともに、基本計画を踏まえた地域農業の維持・発展に努めます。

さらに今年度は、「協同活動と総合事業で食と農を支え、豊かな暮らしと活力ある地域社会の実現」をテーマとした第9次3カ年中期経営計画、第8次営農振興計画の初年度として、新たな一步を踏み出す年です。役職員が一丸となって、一人でも多くの方に「JAに相談すると安心」、「JAがあって良かった」と言っていただけるように、「地域に根ざすJA」としての使命を果たしてまいります。

組合員・利用者の皆さまには、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

みのり農業協同組合

代表理事組合長 **竹内 千博**



■ 1. 経営理念

**わたしたちは
地域・人・くらしの
未来づくり(ゆたかなみのり)を
めざします**

わたしたち組合員・役職員は地域の人々のよりどころとして、農業振興と組合員のゆたかな生活に貢献し、組合員等利用者、地域住民の期待・ニーズに対応したさまざまな事業やサービスを総合的かつ多彩に展開して、組合員や地域社会の“ゆたかな未来づくり”“ゆたかなみのり”をめざします。

地 域

JAは、地域社会の中で役立つことにより生かされている存在(組織)であり、いま組合員、地域社会は何に困っているのか、何を求めているのかを見つけだして、即実行していくことです。地域の中で異なる立場の人々が互いにその役割を認め合い、共に生きていく社会=共生社会をめざすことで、地域の様々な人々との結びつきをさらに積極的に広げていきます。

ゆたかな みのり

人

一人ひとりが主人公として、顔の見える存在として認め合う関係づくりが何よりも大切になります。わたしたち一人ひとりの期待や要望にフィットした、的確な対応がJAみのり事業の基本原則になっています。

くらし

一人ひとりの暮らしの中での問題を、JAから確かな情報を適時に提供し、JAの事業サービスを通じて解決に導くことです。「最善のアドバイス」「最高のもてなしと最良の商品・サービス」を提供することを絶えずめざしています。

■ 2. 経営方針

(1) 事業の基本方針

「協同活動と総合事業で食と農を支え、豊かな暮らしと活力ある地域社会を実現する」をテーマに、これまで取り組んできた組合員との対話を重視し、「協同活動と総合事業の好循環」を通じて、接点（つながり）づくり・組合員との関係強化・仲間づくりを進めていきます。

①新時代に向けた持続可能な農業の実現

改正「食料・農業・農村基本法」の主旨に基づき、農業協同組合として生産者と消費者の負託に応えうる地域農業の振興を図ります。組合員の高齢化が進むなか、次世代対策運動を継続するとともに、事業継承支援、新規就農者育成への取り組みを強化し、「よりよい営農活動」「環境調和型農業」の実現を図ります。安全・安心、環境に配慮した農業の推進を通じて、持続可能な農業の実現と農業団体としての社会的責任をしっかりと果たしていきます。

②協同活動と総合事業の好循環

年金・相続・資産運用相談や営農指導等による対面接点やSNSや関連アプリを活用した非対面接点を通じて、組合員との日常的なつながりを強化し、ライフステージに最適なサービスの提案・提供に努めます。協同活動の実践によりJAの強みを活かすとともに、地域のインフラ機能として「組合員の豊かな暮らしの実現」に取り組みます。

③担い手訪問や日常的な対話を通じた組織基盤強化

組合員との関係強化に向け、担い手訪問や日常的な対話運動を継続・強化することにより組合員のニーズを的確に把握し、その属性や特性に応じて類型化し、対応することで組織基盤の強化を図ります。併せて、女性会や青年部をはじめ各種組合員組織等からの参画意識を高め、組織基盤のさらなる強化を図ります。

④JAの将来像の実現に向けた経営基盤強化

将来にわたって地域農業への貢献や事業展開等を示す「JAのあるべき姿」を設定し、その実現に向け、持続可能かつ実効性のある経営計画、経営戦略を策定するとともに、協同組合らしい人づくりに取り組みます。実践体制の構築と総合事業を活かした組合員・利用者ニーズを起点とした事業伸長を図ります。

⑤広報戦略の確立と着実な実践

内外に向けた戦略的な情報発信により、協同組合理念やJA事業への理解促進をすすめ、重点取組戦略との相乗効果を高め、JA総合事業や協同活動への好影響につなげていきます。

(2) 経営戦略の重点実施項目

1. 安全で安心な農畜産物を環境に配慮しつつ、安定的に供給できる「持続可能な地域農業」の実現に向け、多様な農家との接点強化に取り組みます。
1. 総合事業を通じて地域の生活インフラ機能の一翼を担うことで、「豊かでくらしやすい地域共生社会」の持続的発展に貢献します。
1. 組合員や地域とのつながりを深めるとともに、経営の健全性を高めることで、「地域に根ざした協同組合」としての役割を発揮します。

■ 3. 経営管理体制

JAみのりは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」は組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督しています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正な選出手続きにより選任されています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンス（企業統治）の強化を図っています。

■ 4. 事業の概況 (令和6年度)

国際紛争や地球規模での気候変動、自然災害の多発等による食料危機が拡大し、グローバル化により海外の動向が直ちに国内経済にも大きな影響を及ぼすなど不確実性が高まるなか、人口減少が今後も続くこととみられ、JAの組織基盤・経営基盤にも大きな影響が想定されます。

一方で、令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法をふまえ、令和7年度以降5カ年の農政の基本方針を定めた次期食料・農業・農村基本計画が策定され、令和7年度が実践初年度となります。そのようななか、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

令和6年度は、「不断の自己改革と魅力ある協同活動の実践」をテーマとする第8次3カ年中期経営計画の最終年度に当たり、計画の着実な遂行に努めました。JA活動のあり方が大きな転換期を迎えている今、協同組合活動の原点に立ち返り、組合員・利用者本位の取り組みを実践しました。

農業面では、兵庫県産山田錦のブランド力のさらなる強化を目指し、JAみのりをはじめとする主産地JAや行政などで協議会を設立し、日本農業遺産認定に向けた取り組みを行いました。その結果、「気候風土、土壌、栽培技術、生産者と蔵元との絆」などが総合的に評価され、「兵庫の酒米「山田錦」生産システム」が日本農業遺産に認定されました。

内部管理態勢の強化としては、各業務手続きの再検証と改善に取り組むとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の決定に基づき、役員が先頭に立ってコンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。また、組合長に直属した監査室による内部監査を実施しました。

収支面では事業利益 993,395 千円、(前年対比 86.8%)、経常利益は 1,464,181 千円 (前年対比 91.2%) となり、当期剰余金は 919,846 千円 (前年対比 77.4%) となりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

(1) 農業者の所得増大に向けた取り組み

山田錦需要回復に向けた取り組みとして、蔵元への営業活動を令和5年度より3歳増やし37歳行いました。

園芸作物生産振興(地域別振興作物・広域振興作物)による取り組みとして、地域の特色を生かした地域別振興作物は合計約32.3haとなり、広域振興作物は合計約299.2haの栽培面積となりました。

園芸作物の農業生産性の向上と農業振興を支援する野菜生産用作業機短期リースでは354.0aのリースを行いました。また、生産コストの低減として合計39,288千円を助成しました。

(2) 指導事業

全国的に問題となっている高温障害による農作物の品質低下に対応するため、水稻うるち米品種については、兵庫県・JAグループで共同開発した高温耐性品種『コ・ノ・ホ・シ』の令和7年産米からの管内試験栽培に向けた現地試験を実施しました。また、酒造好適米については継続した定点調査の実施と、品質向上を目的とした実証圃を設置し、栽培暦の向上に努めました。また、酒米試験地と連携しスマート技術を活用した高温対策の実証を進めました。

次世代を担う子どもたちを対象とした食農活動として、JAみのり青年部による「KOUUNプロジェクト」を支援し、食と農の大切さを学ぶ機会の提供に努めました。また、みのりJA女性会では、加東市と共催して特産品である「もち麦」を題材に「食農教育」を実践しました。

女性会活動としては、「星の数ほどグループ作り」をテーマに、各支部の教室やサークル活動や「通常総会」「女性会フェスタ」などの全体活動を支援しました。

(3) 販売事業

①米麦販売

令和6年産米の集荷実績は、うるち米37,556袋(契約対比82.3%)、酒造好適米山田錦217,511袋(契約対比97.0%)、その他も含めて集荷全体で、271,729袋(契約対比94.8%)と集荷目標を下回る結果となりました。うるち米の需給環境については、複数の要因が重なり合い令和5年産うるち米の需給が逼迫し、量販店などでは、米の品薄が続き価格が高騰するなど、令和の米騒動といわれる事態となり、集荷についても厳しい環境となりました。また、酒造好適米の需給環境については、日本酒全体の消費が低迷するなか、山田錦を使用した日本酒の消費は、ほぼ横ばいとなっていることから酒造会社に対しては、継続的に山田錦を購入いただけるように営業活動を実施するとともに、山田錦の需要量に基づいた安定生産に取り組みました。

②青果物販売

「農業者の所得増大」をテーマに地域振興作物(黒大豆・タマネギ・レタス・ナス・ゴマ・ニンニク・ピーマン等)の生産維持・拡大を図るため、各地区の営農指導員が中心となり、地域の環境や栽培条件に応じた農家支援に取り組みました。また、令和6年産の黒大豆については、夏から秋にかけての高温の影響により小粒傾向で、表面に白い線や斑点がある「カスリ粒」といわれる黒大豆が多く発生し、品質・収量ともに悪く、販売先との価格交渉の結果、販売単価は値上となったものの販売高は、令和5年実績を下回る結果となりました。

③ファーマーズマーケット

農産物直売所を核とした農業振興を進めるため、直売所端境期対策助成や直売所会員特別価格支援など農家支援を継続し、出荷会員拡大に取り組みました。また消費者への取り組みとして、12月にふれすこ西脇店で集客や客単価向上を目的に、エコープ西脇店とコラボして「お買物券イベント」を行い、ふれすこ社店では「ポイント5倍デー」を設けました。これらイベントを通じ、消費者との交流も図りました。

ふれすこ会員向けに広域振興作物であるタマネギの栽培講習会の開催や、セル苗を斡旋することで端境期対策や栽培品目の拡大に取り組みむとともに、HACCPに沿った衛生管理について加工品出荷者を対象に講習会を実施しました。

④畜産販売

活発な神戸ビーフ需要に後押しされ枝肉価格については令和5年度より高い相場となり、農家所得増大となりました。しかし一方では、不安定な為替相場や海上運輸の混乱、世界的な穀物需要の高まりにより、飼料、牧草、燃料費、電気料金等の諸材料費の高騰、また、素牛価格の高騰など経営の先行きは不透明な情勢が続いています。

このような状況のなか、黒田庄和牛については畜産農家の徹底した飼養管理と、計画的な出荷により、高品質の証である神戸ビーフ率も90%を上回っています。共進会、共励会でも各種の賞を受賞し、質、量ともにトップブランドの地位を維持しています。

(4) 購買事業

①生産購買

原材料、物流費、労務費など物価高騰を受け、生産資材価格が高止まりしているなか、早期引取りの実施による仕入れ価格の抑制、また農家支援の一環として肥料・農薬に対する「集落営農等担い手助成」「大口利用者助成」及び「良質米生産助成」に継続し取り組みました。

その他、環境に配慮した農業振興のため、廃プラスチック及び廃農薬・期限切れ農薬の回収を実施しました。

②生活購買

組合員の生活が多様化する中で、農家の高齢化や気候変動による異常気象、また自然災害等により、米の流通が不安定となったため在庫の確保に努めました。ふるさと納税の返礼品には「管内山田錦を原料にした日本酒」をはじめとする商品を掲載し、地域特産品のPRにも努めました。

シロアリ防除・リフォーム建築等の住宅関連物資や健康医療器具等の需要にも対応するなど、多様化するニーズのもと、快適な暮らしのための品揃えとサービスの充実を図りました。

③自動車

組合員・利用者に「安全で快適なカーライフ」の提供を目指し、ご要望に耳を傾け、ニーズに合った新車、中古車を提案し、特に近年開発された安全運転支援機能付きの車両に対しては、取扱説明書を慎重かつ丁寧に発行し販売促進に努めました。また、車検、法令点検、一般修理、板金修理等の修理整備業務については、組合員・利用者に利用時の車両状況を聞き取り、「迅速で丁寧」かつ「信頼と納得」の整備作業を行い、「安全・安心」な修理サービスの提供に努めました。

④農機

農業者の高齢化やそれに伴う後継者不足による離農や農地の集約など、農機具市場は年々、厳しい状況下にあります。このようななか、多種多様なニーズに応えるべく農機センター毎に展示会を計7回（延べ14日間）開催、また兵庫県中古農業機械フェア実行委員会主催による中古農機フェア（7月）、全農兵庫主催によるクボタ田植機研修会・ヤンマー製品研修会（4月）、大規模担い手向けコンバイン整備講習会（6月）、大規模担い手向けトラクター整備講習会（2月）を開催しました。さらにJAグループ兵庫によるアグリフェスタ（11月）、農機掘出し市（2月）を加東CE前で開催しました。また中古農機 Web 掲載の充実を図り、農家組合員のニーズや農業者の所得増大、農業生産の拡大を意識した取り組みを実施しました。

(5) 信用事業

日銀の利上げにより「金利ある世界」が拡大し、事業環境は業態の垣根を超えた調達資金の獲得競争へと新たな展開へ動き出しました。そうしたなか、将来にわたる収益確保に向け、量の拡大と質の向上に取り組みました。組合員を中心とした個人貯金の獲得、給与・年金振込口座の獲得による当座性貯金比率の向上、住宅資金を中心とした各種ローンの伸長を図りました。さらに、組合員・利用者のニーズに沿った資産運用・形成の提案活動に相続等の相談活動を加えた金融仲介機能の発揮を推し進めました。

また、多様な組合員・利用者ニーズへの対応と商品提案のできる人材の育成と事務改革に向けて営業店システムによる段階的な機能拡充をスタートさせました。

(6) 共済事業

JA 共済の「ひと・いえ・くるま」の総合保障の仕組みを活かした家計の見直しを応援するお役立ち情報の提供活動に取り組みました。また、昨今の多様化するニーズに対し、顧客本位のきめ細かい丁寧な相談対応により、組合員・利用者との関係強化に取り組みました。

(7) その他事業

①保管事業

主食用米並びに酒造好適米の需給環境が改善し販売進度が良かったことから、外部低温倉庫への集約数量が減少し保管期間が短縮したことに加え、JA 低温倉庫間の保管数量の調整を実施することで収容率の向上を図り、保管・移送費用の負担軽減に取り組みました。また、「農業倉庫自主保管マニュアル」に基づき、農業倉庫における主食用米並びに酒造好適米の保管状況調査を実施し、保管環境や品質状態等の確認を行い適正な保管管理に努めるとともに、農業倉庫損害補償への加入や衛生管理の徹底を図り品質事故の防止にも取り組みました。

②加工事業

安全・安心にこだわった商品を組合員・利用者に提供するため、みのり管内産の白大豆を原材料として使用したみそづくりを行い、管内の直売所（ふれすこ社店・西脇店・道の駅みき）及びエコープを通じて拡販に努めました。また、みのり JA 女性会活動を通じ「みそづくり教室」を開催し、製造技術の継承に努めました。

③利用事業

穀類乾燥調製施設事業は、生育期間中の高温の影響もあり生籾の荷受重量が減少し、前年対比 95.5% の稼働実績となりました。水稻育苗事業は、供給枚数が前年対比 99.3% となり、概ね前年と同様の稼働実績を維持することができました。営農施設の整備面においては、水稻育苗の管理用配管工事（三木 C）、色彩選別機の導入（吉川 RC）、玄米搬送昇降機・モーターの更新（東条 RC）、黒大豆脱粒機の更新（加東 C）、荷受操作 PC の更新（黒田庄 RC）など計画的な環境整備に取り組みました。さらには、営農施設の保守・修繕技術の習得に向けた講習会や営農施設内での事故防止対策として、産業用ロボット特別教育講習会を開催しました。

管内 15 カ所にコイン精米機を設置しており、組合員・利用者へ快適に利用していただける環境を整備するため、定期的なメンテナンスの実施に努めるとともに、稼働年数及び稼働時間の管理を徹底し、老朽化した施設の更新を実施しました。

④旅行事業

地域・企業・行政などの旅行やイベントの本格的な再開による旅行需要の回復が見られ、特に貸切バスを利用した日帰り、宿泊旅行の利用が増加しました。一方で募集旅行としては、季節に合わせた東北・九州・沖縄離島めぐりや、海外旅行では、台湾・ハワイなども実施し、多くの皆さまに利用いただけました。

また、グリーンツーリズムとしては、秋の黒枝豆収穫体験、春のトマト・いちご狩り体験を実施し、都市部の方々に農業体験プランを通じて、JA みのりの特産野菜や、山田錦、黒田庄和牛などの PR を行いました。

⑤高齢者福祉事業

JA の在宅福祉サービス「ケアネット虹」の愛称で、居宅介護支援、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の 4 事業を、加東ケアセンター、西脇ケアセンター、マイハウスみのりの 3 拠点で展開しました。定期巡回事業と小規模多機能事業は 24 時間体制で介護サービスを提供し、「介護度や医療の必要度合いが高くて家でも暮らしたい」「人生最期のときを自宅で迎えたい」といった想いにこたえ、事業コンセプトである「やっぱり家がええ」の実現に取り組みました。また、介護なんでも相談日を設け、適切なサービスの紹介や困りごとの解決に向けた支援を行いました。

介護予防や健康づくりにも力を入れ、ロコモ予防講座、男の料理教室、気ままカフェ（若年性認知症カフェ）、オレンジカフェ（介護予防カフェ）を定期開催しました。ロコモ予防講座は、地域で開催されたふれあい感謝祭に出向き、高性能体組成計と握力計を使って地域組合員・住民の体力測定を行い「住みなれた地域で健康で長生き」を呼びかけました。

⑥特産開発事業

特産開発センターの黒田庄和牛の取扱いは、公正市場での競りによる約 100 頭のほか、協力メーカーよりパーツ仕入れを約 15t 実施し、仕入れの効率化を図りました。特産品の販売拠点として「みのり特産館」を新たにオープンし、黒田庄和牛の PR とブランドの確立に努めました。令和 6 年度での取扱高は 352,243 千円、黒田庄和牛と播州百日どりを使用した冷凍加工食品の取扱高は 28,729 千円となりました。また、播州百日どりの販売を養鶏事業所と連携し、卸販売、小売販売ともに増加に努めました。

⑦養鶏事業

「播州百日どり」のブランドを守るべく「安全・安心な食の提供」を基本に生産、加工、販売に取り組み、545,186 千円の販売高を上げることができました。一方で円安等の影響は大きく、飼料や光熱費、資材の高騰や人件費の増加が収支を圧迫しましたが、食鳥加工センターの施設老朽化対策を計画的に実施するとともに、加工現場の高齢化による人員不足を教育実習生の受入にて対応し、生産技術の継承と加工能率の向上にも取り組みました。また、令和 6 年 2 月より理事を中心に養鶏事業検討委員会を組織し、今後の養鶏事業のあり方について協議しました。

⑧農業経営事業

「播州百日どり」「播州赤どり」の飼育出荷を行いました。また、鶏ふん処理費用の抑制効果が期待できる鶏ふんの堆肥化試験を実施しました。より多くの肥料生産により地域循環型農業に貢献できるよう、堆肥製造を基にペレット化の検討を進めました。全国で例年になく早くから鳥インフルエンザの発生が確認され、生産現場では対策にあたりました。各行政機関とも連携し、防疫対策に万全を期するよう行動しました。

(8) 経営管理

① 経営管理

〈JA 経営基盤の確立・強化〉

持続可能な収益性や将来にわたる JA 経営の健全性を確保する観点から、西脇支店と重春支店を統合し、令和 6 年 5 月 27 日から新店舗での営業を始めました。三木地区においても令和 7 年 5 月 19 日での三木支店と別所支店、えびす駅前店の統合に向けた準備を進めました。また、機構変更を行い、業務の効率化を図るなど、経営基盤強化に伴う収支改善に取り組みました。その結果、令和 3 年度からの累計で 774,652 千円の収支改善が図れました。

〈多様な組合員の意見を反映した JA 運営〉

地域の農業者や担い手農家の減少、組合員の高齢化等により正組合員の減少が続くなか、地域農業を「食」の面から支え、事業を利用する准組合員は JA にとって大変重要な存在であるため、正組合員はもちろんのこと准組合員の意見も JA 運営に反映するよう取り組みました。令和 5 年度に行った JA 利用者アンケート結果の分析とフォローや、常勤役員も加わり地区別ふれあい委員会を計 20 回開催、また女性会や青年部をはじめ組合員組織と常勤役員の意見交換を実施する等、多様な組合員の意見を聴取し、地域に根ざした JA として取り組みを行いました。全般的に組合員からの要望が多かった物価高騰対策の一助として令和 5 年度に引き続き、当 JA 施設で利用可能な組合員限定「お買い物割引券」を配布しました。

② 広報活動

メディアミックスによる効果的な広報展開を意識して実施しました。広報誌とホームページや SNS などインターネット上の広報媒体を活用しながら、効率的な情報発信に取り組みました。地域の特産品や JA みのりのブランド力がさらに向上するようにマスメディアに対しプレスリリースし、TV やラジオの番組にも積極的に出演するなど都市部の消費者に向けても PR を実施しました。

組合員拡充運動を実施して次世代への加入促進をすすめ、ふれあい委員会やファンづくり活動などを実施することによって組合員の帰属意識が高まるように努めました。JA 少年野球・サッカー大会等は、少子化により出場チーム数は減りましたが、管内全地区から出場が得られました。

③ 総務

施設の新築や改修を行い、皆さんに利用してもらいやすい施設の整備や、職員の働きやすい環境整備に努めました。資産管理については、遊休資産の有効活用を目的として、広報誌等で情報発信を行い活用促進につなげました。業務ではシステム導入やデジタルツールの更新・導入を行い、さらなる効率化に向け取り組みました。

④ 人事・教育

経営理念に基づき、自己啓発を支援し、組合員や地域社会に貢献できるよう人材育成に取り組みました。教育面では OJT を通して知識とスキルの習得を図り、階層別の外部研修に積極的に参加させて役割を果たすことの意義を学ぶとともに能力開発に努めました。

また、全管理職を対象にマネジメント・人材育成能力の向上研修会を開催し、職場の活性化に努めました。各職場においては、職員のホスピタリティマインドを学び利用者満足 (CS) 向上に取り組みました。

⑤ 内部監査

内部監査計画に基づき、全部門・子会社の業務が有効かつ効率的に実施され、内部管理態勢が十分機能しているかなどを重点に、無通告監査を取り入れて監査を実施しました。

支店においては、現状と課題を認識して数値化したリスク評価 (リスクアプローチ) を策定のうえ、各種事務手続に則した事務の検証を実施しました。また、センター、事業所、子会社においては各種規程、要領、マニュアルの浸透状況等の検証、本店所管部署に対しては、本店業務の検証および支店、センター、事業所における指摘事項の共有及び改善提言等を行いました。

監査結果については、被監査部門に対して業務改善や不祥事未然防止の観点から指摘と改善提言を行い、JA の健全な発展に貢献できる効果的な内部監査となるように努めました。

⑥ コンプライアンス (法令等遵守) 態勢

法令等を遵守し、リスクが適切に管理できるようにコンプライアンス・プログラムを策定し、スケジュール化して取り組みました。モニタリングによる検証を実施して徹底を図るとともに、職場会議や職員研修を実施して、倫理観や当事者意識、風通しの良い職場環境作りなど、コンプライアンス意識の向上に努めました。

リスク管理においては、「ALM 委員会」や「コンプライアンス委員会」等で各種リスクについて検討するとともに、事故等を未然に防止するために、全役職員対象のコンプライアンス研修等内部けん制の強化にも取り組みました。

■ 5. 協同活動ハイライト (令和6年度)

JAみのりは、「不断の自己改革と魅力ある協同活動の実践」というテーマを第8次3カ年中期経営計画で掲げるとともに、3つの基本方針に取り組みました。

不断の自己改革と魅力ある協同活動の実践

このテーマには、私たちJAみのりの組合員と役職員が一丸となって、農業や地域が抱える課題の解決に取り組む意思を込めています。そのため、当JAでは組合員との対話を重視し、その結果を踏まえた事業活動を実施しています。

基本方針

1. 持続的に発展する農業の確立
2. 魅力ある協同活動の実践
3. 組合運動を推進できる人づくりと持続可能な経営基盤の強化

1. 持続的に発展する農業の確立

新たな販路開拓による販売力の強化

販売先の開拓を進め、大手スーパー、デパート、ホテルレストランなどとの取引を拡げています。また、地産地消の一環として、各市町給食センターへの食材提供を行いました。

直売所基幹出荷者の育成

売れる農産物の情報を提供し、農業者の収入増加に向けた営農指導を進めました。農産物直売所（ふれすこ社店、ふれすこ西協店、道の駅みき直売所）の出荷者に対し、端境期対策として1・2月の販売金額に応じた助成を実施しました。

⇒令和6年度実績 ふれすこ端境期対策助成 150件 770千円



集落営農等担い手の育成

肥料・農薬、また水稻苗等においても大口利用者に対し一定の基準により助成を行い、規模拡大を奨励しました。水稻、麦類、白・黒大豆、タマネギの肥料・農薬を購入する集落営農組織や認定農業者を対象に助成を行い、担い手の育成に努めました。

新たな特産物タマネギ等の作付拡大支援

一定の基準において生産者への作業機械の購入助成を行ったり、専用機の短期リース事業を行いました。栽培講習会を実施し、作付指導を徹底しました。販売目的での新規栽培や面積の拡大にも一定の基準を設けて助成を行いました。



新規作物の特産化へ向けた取り組み

加東、西脇、多可地域で従来のシロガネコムギをもち麦（キラリモチ）栽培に切り替え、地元の実需者とともに特産化へ向けた取り組みを行っています。



農産物の品質と収量の向上に向けた取り組み

各地に展示圃を設け、それぞれに決めたテーマに基づいて新しい資材や肥料、栽培方法などの効果を調べました。得られた有益な情報は、今後の営農指導に役立て、栽培こよみに反映させて行きます。



振興作物の作付状況

(単位：a)

振興作物	令和5年度実績	令和6年度計画	令和6年度実績
レタス	15	80	65
ブドウ	1,757	1,765	1,763
イチゴ	112	95	112
丹波黒（枝豆）	150	170	173
もち麦	15,945	17,560	15,233
たきのなす	41	55	40
やしろのもも	609	580	580
播磨やしろ茶	157	157	157
ピーマン	66	47	52
山の芋	106	130	68
丹波黒大豆	17,188	18,200	14,174
金ゴマ	200	270	179
タマネギ	637	630	516
たがーりっく (ニンニク)	55	100	47
合 計	37,038	39,839	33,159

2. 魅力ある協同活動の実践

JAファンづくり活動の実施

組合員や地域住民との関係を強化し、JAへの参画意識を高めるため、JAファンづくり活動を実施しました。

令和6年度計画 全62回実施

⇒令和6年度実績 全62回実施



組合員の意見を反映するための取り組みを実施

地区別ふれあい委員会を実施し、正・准組合員、利用者から幅広く意見を聴取しました。

令和6年度計画 24回

⇒令和6年度実績

地区別ふれあい委員会を20回実施し、延べ255人が参加しました。

休日相談会の実施

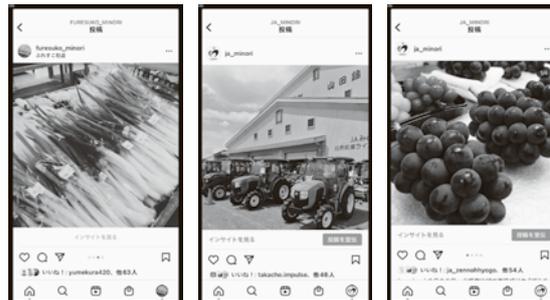
平日に来店でできない組合員、利用者との関係を強化するため、休日相談会を実施しました。

令和6年度計画 20回

⇒令和6年度実績 22回（85人利用）

SNSを活用した積極的な情報発信

組合員や地域住民を対象に、直売所のイベント情報や旬な作物の情報を瞬時に伝えるため、Instagramを活用した情報発信に努め、令和6年度は新たにオープンしたみのり特産館の情報を発信する「minoritokusankan」のアカウントを開設しました。また、JAみのりの情報を発信する公式LINEの運用も開始しました。



「ja-minori」

令和6年度投稿数 55件

令和6年度末フォロワー数 1,810人

「furesuko_minori」

令和6年度投稿数 50件

令和6年度末フォロワー数 836人

3. 組合運動を推進できる人づくりと持続可能な経営基盤の強化

経営基盤確立・強化に向けた取り組み

(1) 経営基盤強化計画の実施

令和3年度からJAみのりの経営基盤強化計画を実施し、部門ごとに収支改善に取り組んでいます。
⇒令和6年度までの改善額累計 774百万円

(2) 収支改善状況の定期的な確認と役員レビューの実施

四半期ごとに役員レビューを実施して事業計画の進捗状況を確認し、改善及び軌道修正を図っています。特に収支改善の取り組みについては、具体策が実行できているかどうか、厳しく検証を行いました。



JAみのりの将来を担う人材を確保する取り組み

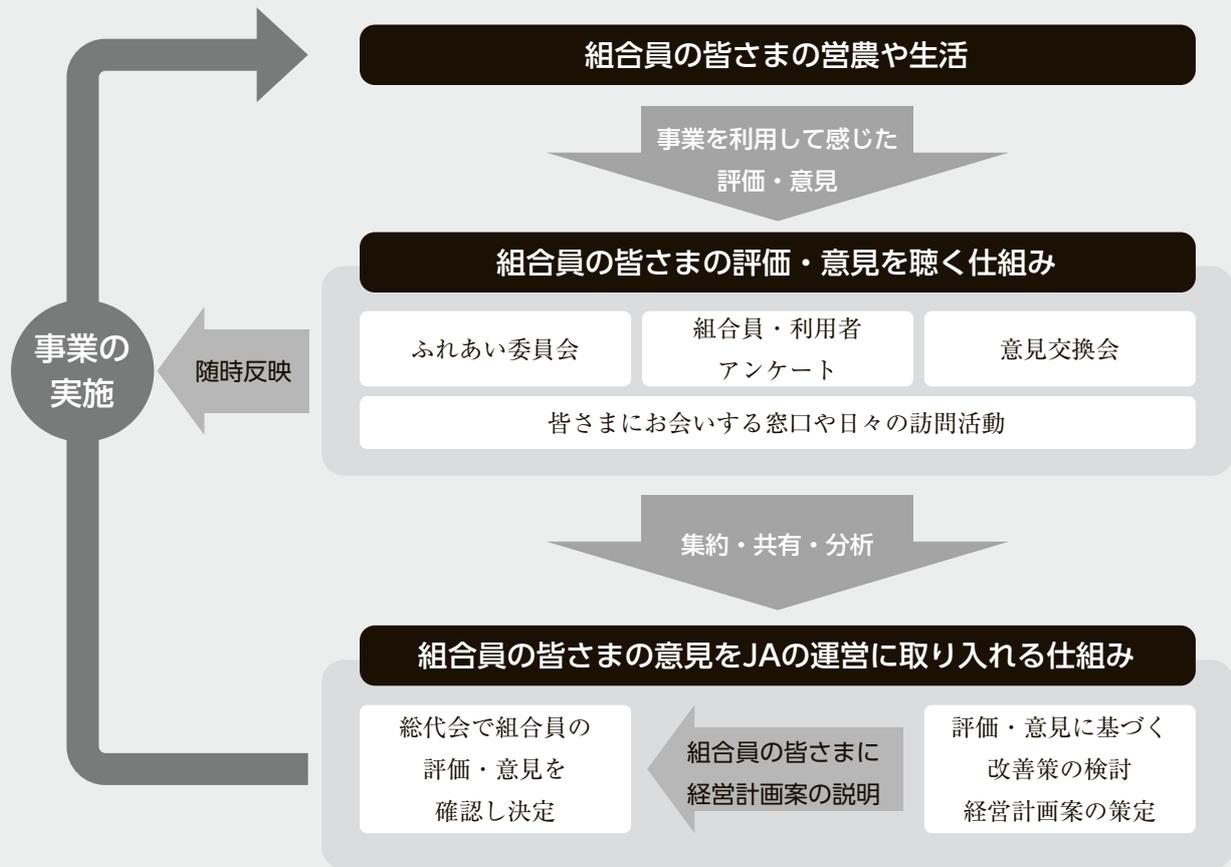
協同組合の特性を熟知し、組合員の皆さまに寄り添った相談業務に対応するため、内部研修会の開催や、連合会等が主催する研修会や検定試験への積極的な参加を促しました。
⇒連合会主催検定試験の合格人数13人



組合員加入促進の取り組み

JAみのりの組織基盤を強化して組合運動を高め、サービスを充実させるため、組合員の加入促進に取り組みました。
⇒令和6年度加入人数 1,269人（正組合員282人、准組合員987人）

組合員の皆さまの声をJAの運営に反映する取り組み



組合員の皆さまの評価・意見を踏まえたJAみのりの取り組み

農業資材（肥料）が高いため、助成してほしい。

農業資材をはじめとする物価高騰対策の一助として、営農経済センターや農機センター、直売所などで使用できる組合員限定「お買い物割引券」を配布しました。

平日は仕事に出ており、店舗の営業時間中に利用することが難しいので、夜間や休日の営業を増やしてほしい。

JAネットバンクやJA共済アプリなどインターネットを活用した取引を充実させ、来店していただくなくても手続きができるように努めています。また、定期的に休日相談会を開催しています。

直売所の商品が時季によって品薄な時があるので、加工品を含めて充実させてほしい。

営農指導員を軸として直売所の新規出荷者を募集し出荷品目の充実を図ったり、HACCPに沿った衛生管理研修を行い、食の安全安心に努めています。

LINEなどSNSを活用してタイムリーな情報発信してほしい

従来の公式インスタグラムに加え、公式LINEを開設しました。SNSを活用しながらタイムリーな情報発信に努めます。

■ 6. 農業振興活動

J Aみのりは、次のような農業振興活動に取り組み、協同組合として組合員の「営農と暮らし」を守り、地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて豊かな地域社会の発展を目指しています。

①安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動に取り組むなど栽培管理の徹底をするとともに、残留農薬検査を実施し安全・安心対策の取り組みに努めました。

②農業担い手育成への取り組み

新規就農者や担い手農家への経営支援のための助成措置を行うとともに、栽培振興のための新規作物導入や面積拡大などの支援を実施しました。

③地産地消の取り組み

ファーマーズマーケット「ふれすこ社・西脇店」、「道の駅みき直売所」を通じて、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組むとともに、会員を中心に栽培講習会を実施し、生産技術と品質の向上に努めました。

④第7次営農振興計画の実践

「持続可能な農業基盤の確立に向けて」を基本目標とした営農振興計画を実践しました。

■ 7. 地域貢献情報

J Aみのりは、地域の農業振興と組合員のゆたかな生活に貢献し、組合員利用者・地域住民の期待・ニーズに対応したさまざまな事業やサービスを総合的に展開しています。

1. 社会貢献活動

環境問題への取り組み状況

- ・クールビズや、週に1回のノー残業デーを実施して省エネルギーを実践しました。
- ・農業用廃プラスチックや不要農薬を回収し、資源の有効利用と環境にやさしい農業に取り組んでいます。
- ・土づくりセンターの指定管理者として、地域が取り組む循環型農業の一端を担っています。



農業用廃プラスチックを回収



土づくりセンターで作っている「ゆめあぐり堆肥」

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

①貯金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	183,730
定 期 性	265,345
小 計	449,075
譲 渡 性	-
合 計	449,075

(2) 地域への資金供給の状況

①貸出金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	33
その他制度資金	2
農業関連融資	499
事業関連融資	3,963
住宅関連融資	64,339
生活関連融資	3,082
そ の 他	397
合 計	72,318

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項（地域活性化事業）

- ①組合員・地域住民を対象に高齢者福祉活動および介護予防活動に取り組んでいます。
- ②子どもたちの健全な育成を目的に、毎年、JAみのり主催の野球・サッカー大会を開催しています。
- ③農業や生活に関する情報提供に取り組んでいます。

■広報誌「ねっとわーく MINORI」

JAみのりは、組合員および地域住民とのコミュニケーションを図るため、JA内外と地域の情報を受発信しています。平成12年5月1日に創刊し、JAみのり管内全戸配布（約45,600部）しています。

■ホームページ URL ⇒ <https://www.ja-minori.jp>



④役員は、地域に貢献すべく積極的に地域の活動に参加しています。

道路清掃活動や消防団活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。

3. 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等、経営の改善及び地域活性化のための取り組み状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

JAみのりの経営理念「地域・人・くらしの未来づくり（ゆたかなみのり）をめざします」のもと、農業者をはじめ地域の皆さまに利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農経済センターに営農指導員を配置するとともに、兵庫県農業改良普及センターとも連携しながら、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、取り組んでいます。

(3) 地域農業活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応じていくため、農業融資担当部門と営農・経済部門とが連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。また、各種プロパー農業資金に対応し、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と個人事業主のサポートをしています。

(4) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、営農・経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。

また、農業者に対するアグリマイティー資金、スーパーS資金、農業近代化資金等の融資について、借入者の利子負担を軽減するため、利子補給方式による助成を行っています。

(5) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域農業への貢献

支店エリアごとに認定農業者や農会役員、女性会役員や利用者代表などを構成員としたふれあい委員会を開催し、地域の活性化をテーマに議論を重ねました。また、支店・営農経済センターが運営する「地域密着型事業所づくり」や、農産物直売所「ふれすこ」の運営等を通じて、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

また、JA青年部や女性会などと協力しながら、次代を担う地域の小学生等に対して農業への理解を促進するため、食農教育活動に取り組んでいます。

■ 8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

【リスク管理の方針等】

組合員や利用者の皆さまに安心してJAみのりをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。JAみのりは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。また、審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。さらに、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

JAみのりでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びJAみのりの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的に金利リスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

JAみのりでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

JAみのりでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。JAみのりでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。JAみのりでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令等遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつと位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス態勢を円滑に運営するため、本店各部門・各支店・事業所にコンプライアンス責任者・担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効性ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇金融 ADR 制度への対応

①苦情処理措置の内容

JAみのりでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

信用苦情等受付窓口・・・本店金融共済部 電話：0795-42-5142

共済苦情等受付窓口・・・本店金融共済部 電話：0795-42-5444

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

J Aみのみでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【信用事業】

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口またはJ Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいたごき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人J Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

【共済事業】

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

J Aみのみでは、内部監査部門を組合長直轄の部署として完全に独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本店・支店・事業所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

■ 9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

J Aみのりでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、18.91%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

J Aみのりの自己資本は利益積立金のほか、組合員の出資金によっています。

- 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	みのり農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,096百万円（前年度4,157百万円）

J Aみのりは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、J Aみのりが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

■ 10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金の種類	特徴と内容	お預け期間	お預け金額
当座貯金	小切手、手形の支払資金になるもので、主に企業が営業資金の決済口座として使用します。お取引上の支払いや代金回収に便利な貯金です。	期間の定めはありません	1円以上
総合口座	「貯める」「受取る」「支払う」「借りる」の4つの機能を1冊にセット。総合口座の通帳一冊で日頃のお金の出入りから給料や年金のお受け取り、公共料金の自動振替まで家計簿代わりにひと目でお金の流れがわかります。各種定期貯金とセットにしますと定期貯金の一定の範囲内で自動融資がご利用になれますので、いざという時にも頼もしい暮らしのパートナーです。	期間の定めはありません	1円以上
普通貯金	給与・年金・配当金等の受取口座、公共料金等の決済口座としてもご利用になれます。	期間の定めはありません	1円以上

JA Minori Disclosure 2025

貯金の種類	特徴と内容	お預け期間	お預け金額	
貯蓄貯金	普通貯金と同じように入出金は自由（キャッシュカード利用も可）です。毎日の最終残高に応じた5段階の利率を自動的に適用します。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取り扱いができます。	期間の定めはありません	1円以上	
通知貯金	まとまった資金の短期運用に適しています。お引き出しの2日前までにご通知が必要な貯金です。	7日以上	5万円以上	
納税準備貯金	税金納付の準備のための貯金で、利息が非課税扱いとなります。お引き出しは原則として納税時のみで、納税以外のお引き出しがあれば課税されます。	期間の定めはありません	1円以上	
スーパー定期貯	手頃な資金の運用に最適な定期貯金です。預入時の利率は満期まで変わりません。豊富なメニューで皆さまのニーズにお応えします。個人の方には、有利な半年複利（預入期間が3年以上のもので満期日一括払いの場合）もご用意しています。	1・3・6ヵ月、1・2・3・4・5・7・10年の定型方式および1ヵ月超10年未満の満期日指定方式	1円以上	
大口定期貯金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な貯金です。	1・3・6ヵ月、1・2・3・4・5・7・10年の定型方式および1ヵ月超10年未満の満期日指定方式	1,000万円以上	
変動金利定期貯	預入期間中に金融情勢の変化によって6ヵ月ごとに金利が変動するタイプの定期貯金です。	1・2・3年の定型方式	1円以上	
期日指定定期貯	満期日は、1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。1年複利で期間が長いほど有利に資金を増やせます。	最長3年 (1年間据え置き)	1円以上 300万円未満	
積立式定期貯金	エンドレス型	解約の申し出まで積立が継続され、不意に資金が必要なときに利用できます。	期間の定めはありません	
	満期型	指定した満期日に一括して積立金額を受取ることができます。	7ヵ月以上 10年以下	1円以上
	年金型	年金の受取りを目的とした積立定期貯金です。	1年5ヵ月以上	
定期積金	目的に合わせて掛金期間が選べます。ライフサイクルに合わせてコツコツ積立てていくのに最適です。	1年以上7年以下	1千円以上 1円単位	
財形期日指定定期貯金（一般財形）	お勤めの方で事業主を通じて給与から天引きして預入します。年1回以上預入して積立期間は3年以上です。1年以上経過後、期日指定することにより貯金全体を解約せず、一部の払い出しが可能です。	3年以上	1円以上 1円単位	
財形年金貯金	55歳未満のお勤めの方で事業主を通して給与から天引きして預入します。年1回以上定期的に預入し積立期間は5年以上です。最終預入日から6ヵ月以上5年以内の据え置き期間後に、5年以上20年以内の期間に年金方式でお受取りになれる貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いとなります。	積立期間：5年以上 据置期間：最終預入日から6ヵ月以上5年以内	1円以上 1円単位	
財形住宅貯金	住宅の購入・新築改築資金を目的として、55歳未満のお勤めの方で事業主を通して給与から天引きして預入します。年1回以上定期的に預入し積立期間は5年以上です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いとなります。	積立期間：5年以上	1円以上 1円単位	
譲渡性貯金	大口資金の短期の運用に適した貯金です。満期前に譲渡することも可能です。	1・3・6ヵ月、1・2・3・4・5年の定型方式および預入日の7日後から預入日の5年後の応当日	1,000万円以上 1円単位	

◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出金の種類	ご利用いただける方	資金使途	ご融資金額	ご融資期間
JA住宅ローン	満18歳以上～満66歳未満（完済時満80歳未満）の個人で組合員の方 ※満80歳以上となる場合、別途条件が付きます	住宅の新築、土地の購入 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築・改装・補修 住宅資金の借換（住宅資金の借換については、特例対応となる場合があります。当JAの借入金の借換は対象外となります。）	10万円以上 2億円以内	3年以上 50年以内 （なお、貸付期間40年を超える案件は、新築住宅の建築・購入、土地の購入に限る）
JAリフォームローン	満18歳以上～満66歳未満（最終完済時満80歳未満）の個人で組合員の方	住宅の増改築・改装・補修および住宅関連設備等の設置 他金融機関等からの借入中のリフォームローンの借換	1万円以上 1,000万円以内 （ただし、既往の各ローン残高の貸付合計額が1,200万円以内であること）	1年以上 15年以内 （ただし、融資対象物件にかかる他金融機関からの借入金がある場合は10年6ヵ月以内）
JAマイカーローン	満18歳以上～完済時満80歳未満の個人で組合員の方	自動車・バイク購入及び修理・車検・運転免許の取得資金・カー用品の購入資金・車庫建設のための資金・他金融機関等からの借入中の自動車資金の借換	1万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内
JA教育ローン	満18歳以上～最終完済時満80歳未満で、教育施設に就学（就学予定）のお子様をお持ちの個人で組合員の方	入学金、授業料・学費及びアパート家賃 他金融機関等からの借入中の教育資金の借換	1万円以上 500万円以内	1年以上 15年以内
JAアグリマイティー資金	農業を営む方または農業に従事する方	農業生産に直結する設備資金・運転資金 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金	個人：5,000万円以内 団体：1億円以内 事業費の100%以内	農業用建築物資金：15年以内・農業用機械器具資金：10年以内 （原則：耐用年数以内）
事業資金	組合員または組合員が主たる構成員または出資者となっている法人	組合員の事業経営の安定と拡充に要する資金（運転資金・設備資金）	別途対応	別途対応
地方公共団体等に対する貸出金	地方公共団体、公社公団及びこれに準ずる公的団体	財政資金、公共事業資金及びその他の資金	起債認可額の範囲内、歳入・歳出の範囲内または、事業費の範囲内	30年以内

□住宅ローン・リフォームローンの金利適用方式について

固定金利型：お借入当初の金利がお借入期間の最終まで適用されます。

変動金利型：①長期プライムレート連動型

長期プライムレートを基準として、一定のルールに基づいて適用金利が変わります。

②短期プライムレート連動型

短期プライムレートを基準として、一定のルールに基づいて適用金利が変わります。

特約固定金利型：お借入期間中に「3年・5年・10年の固定金利」「変動金利」を選択できる方式です。

□融資商品のご利用にあたりましては、ご利用いただける条件等を満たしていただく必要があります。

詳しくは、JAみのり各支店窓口又は融資渉外担当者にご相談ください。

JA Minori Disclosure 2025

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、JAみのりの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

JAのみりでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、新窓販国債・個人向け国債・投信の窓口販売の取り扱いをしています。

◇手数料一覧

為替業務

(単位:円、消費税含)

項目	条 件			手数料額		
振込	窓口	自店内		3万円 未満	無料	
				3万円 以上	無料	
		当JA僚店あて		3万円 未満	220	
				3万円 以上	440	
		当JA以外の系統あて		電信	3万円 未満	440
					3万円 以上	660
				文書	3万円 未満	330
					3万円 以上	550
		他行あて		電信	3万円 未満	660
					3万円 以上	880
	文書			3万円 未満	550	
				3万円 以上	770	
	ATM	現金振込	自店内 JAのみり僚店、県内系統あて		3万円 未満	無料
					3万円 以上	
県外系統あて			3万円 未満	330		
			3万円 以上	440		
他行あて			3万円 未満	440		
			3万円 以上	660		
カード振込		自店内 JAのみり僚店、県内系統あて		3万円 未満	無料	
				3万円 以上		
県外系統、他行あて		3万円 未満	165			
		3万円 以上	330			
給与振込	窓口	自店内・当JA僚店あて		無料		
		当JA以外の系統・他行あて		330		
代金取立	電子交換所利用			440		
	個別取立			1,100		
その他 (諸手数料)	送金・振込 組戻料			1件	660	
	不渡手形 返却料			1件	880	
	取立手形 組戻料			1件	880	
	取立手形 店頭呈示			1件	660	

貯金関係手数料

(単位：円、消費税含)

項 目	条 件		手数料額
残高証明書 発行手数料	都度 発行	1通	440
	定期的に発行	1通	220
取引履歴発行手数料	1顧客につき		440
相続貯金仮払履歴証明手数料	1顧客につき		440
用紙発行手数料	小切手帳	50枚綴り	2,200
	手形帳	50枚綴り	2,200
	自己宛小切手	1枚	1,100
	署名判印刷	1回	3,300
マル専手数料	手形用紙	1枚	550
	口座開設	1口座	3,300
再発行手数料	通帳	1通	1,100
	証書	1枚	1,100
	キャッシュカード	1枚	1,100
貯蓄貯金 スウィングサービス	順 スウィング	1回	55
	逆 スウィング	1回	55
夜間金庫 (東条支店)	年間使用料	1契約	9,900
	入金帳	1冊	550

その他の手数料

(単位：円、消費税含)

項 目	条 件		手数料額
口座振替事務手数料	1件につき		55
定時自動集金手数料	1件につき		55
貸金庫 (滝野・東条・黒田庄支店)	年間使用料	滝野支店	9,900
		東条支店	6,600
		黒田庄支店	6,600
両替手数料：窓口 (金種指定出金含む) ※1日通算枚数 ※1日1回50枚まで無料 ※同一金額・新札への両替 ・金種指定出金も対象	取扱枚数	1枚 ~ 50枚	無料
		51枚 ~ 500枚	550
		501枚以上	500枚毎に550円加算
硬貨入金手数料：窓口 ※1日通算枚数 ※1日1回300枚まで無料	取扱枚数	1枚 ~ 300枚	無料
		301枚 ~ 1000枚	550
		1001枚以上	500枚毎に550円加算
未利用口座管理手数料	1口座につき 1年ごと ※令和3年10月以降に開設された口座で最終異動日から2年を経過し、残高10,000円未満の口座が対象		1,320

個人向け JA ネットバンクサービス

(単位：円、消費税含)

項 目	条 件		手数料額
サービス利用手数料			無料
振込	自店内	3万円 未満	無料
		3万円 以上	無料
	当JA僚店あて	3万円 未満	無料
		3万円 以上	無料
	当JA以外の系統あて	3万円 未満	110
		3万円 以上	330
	他行あて	3万円 未満	165
		3万円 以上	330

JA Minori Disclosure 2025

法人向けJAネットバンクサービス

(単位：円、消費税含)

項目	条件		手数料額
	基本サービス月額手数料		1,100
	基本サービス+伝送サービス月額手数料		2,200
振込	自店内	3万円 未満	無料
		3万円 以上	無料
	当JA僚店あて	3万円 未満	無料
		3万円 以上	無料
	当JA以外の系統あて	3万円 未満	110
		3万円 以上	330
	他行あて	3万円 未満	165
		3万円 以上	330
給与振込	自店内・当JA僚店あて		無料
	当JA外の系統あて・他行あて		110

ATM 利用手数料

(単位：円、消費税含)

ご利用カード		当JA・県内他JA・県外JAの キャッシュカード (注)	セブン銀行 ローソン E.net (イーネット)		ゆうちょ銀行	
ご利用区分						
入金・出金	平日	無料	7:00～ 8:45	220	8:00～ 8:45	220
			8:45～18:00	110	8:45～18:00	110
			18:00～23:00	220	18:00～21:00	220
	土曜		8:00～ 9:00	220	8:00～21:00	220
			9:00～14:00	110		
			14:00～21:00	220		
日・祝	8:00～19:00	220				

(注) 利用時間は各JAにより異なります。

【共済事業】

J A共済は、J Aが行う地域密着型事業の一環として、組合員・利用者の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えし、生命・傷害・家屋・自動車・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害補償の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

共済商品一覧

種 類	内 容 ・ 特 色
終 身 共 済	責任ある人へ一生涯の保障を提供します。
年 金 共 済	老後の生活を充実させるための資金準備を提供します。
養 老 生 命 共 済	万一保障はもちろんレジャー、こどもの結婚資金などの貯蓄も兼ね備えています。
こ ども 共 済	こどもの教育資金やケガなどに対する万一の保障を提供します。
が ん 共 済	がんと診断された時や、再発時・長期治療のとき、まとまった共済金を受け取ることができ、様々ながん治療を保障します。
医 療 共 済	入院や手術はもちろん、がんの治療や先進医療などしものときの幅広い医療リスクに備えることができます。
介 護 共 済	一生涯にわたって介護の不安に備えます。
認 知 症 共 済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
特 定 重 度 疾 病 共 済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。
建 物 更 生 共 済	火災や台風などの自然災害だけではなく、地震やケガにもしっかり備え、期間満了時には満期も受け取ることができます。
自 動 車 共 済、自 賠 責 共 済	セット加入による有利な掛金で、万一の自動車事故に万全の保障を提供します。

【購買事業】

購買事業は、組合員はじめ地域の皆さまに、営農面では農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などをご利用いただくとともに、農業機械の供給も行っています。また、生活面では、米や生活資材の供給を行っています。

主な取扱商品など

主な購買品と事業内容	主な取扱事業所
肥料・農薬・飼料・農業生産資材など生産購買品の供給	各営農経済センター
米や耐久消費財など日用生活資材（生活購買品）の供給	各営農経済センター
黒田庄和牛やコロッケなど特産品の製造販売	特産開発センター、みのり特産館
播州百日どりの生産にかかわる飼料・資材の供給	養鶏事業所
農業生産に必要な農機具の販売・整備	各農機センター
食料品や地域特産品の販売	ファーマーズマーケット各店
自動車の販売や車検、整備	東条自動車センター

【販売事業】

販売事業では、全国に誇る特産品のブランド化と地産地消への取り組みを積極的に進めています。また、安全・安心な農畜産物を消費者に販売するために、トレーサビリティの実施に取り組んでいます。

【指導事業】

農家の皆さまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域の皆さまを対象とした法律・税務相談など様々な指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか関係機関による相談も実施していますので、お気軽にご相談ください。

【その他事業】

- (1) 保管事業
- (2) 加工事業
- (3) 生産・生活利用事業
- (4) 高齢者福祉事業
- (5) 旅行事業
- (6) 葬祭事業（子会社：みのり協同産業(株)）
- (7) 農作業受託事業（子会社：(株)援農みのり）

(2) JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

JAみのりの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。さらに、JAバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版JAバンクセーフティネット」によっても守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和6年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

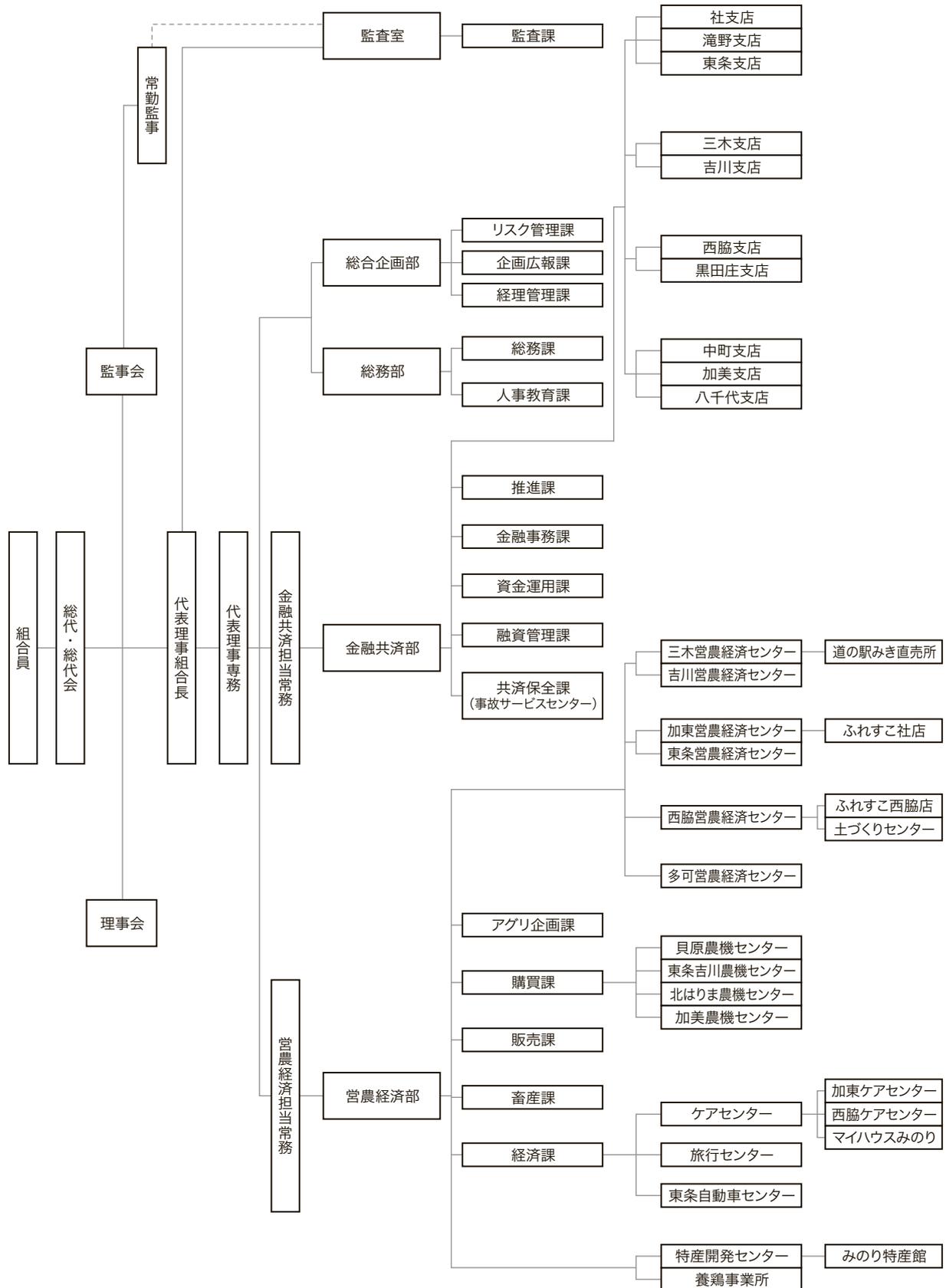
◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

〔JA の概要〕

■ 1. 機構図

(令和7年6月21日現在)



■ 2. 組合員数

(単位：人、団体)

種 別	令和6年度	令和5年度	増減
正 組 合 員 数	14,963	15,154	△ 191
個 人	14,911	15,106	△ 195
法 人	52	48	4
准 組 合 員 数	21,877	21,586	291
個 人	21,806	21,515	291
法 人	71	71	0
合 計	36,840	36,740	100

■ 3. 組合員組織の状況

(単位：人)

地区名	組 織 名	代表者氏名(敬称略)	構成員数(人)
三木地区	別 所 園 芸 組 合	篠原 政次	5
	い き い き 朝 市 倶 楽 部	高田 昇	14
	三 木 ・ 別 所 た ま ね ぎ 倶 楽 部	小藤 義勝	6
	三 木 ・ 別 所 山 田 錦 部 会	生田 忠美	169
	三 木 市 い ち ご 研 究 会	上村 智哉	7
	吉 川 ぶ ど う 研 究 会	藤田 守	35
	吉 川 町 大 豆 部 会	岩崎 利昭	8
	吉 川 町 山 田 錦 村 米 部 会	阪本 昭	517
	吉 川 町 堆 肥 散 布 機 械 利 用 組 合	西山 利幸	1
加東地区	加 東 酒 米 部 会	戸田 恵造	891
	加 東 種 子 生 産 組 合	田尻 強	13
	加 東 酪 農 部 会	佐治 一行	4
	茶 部 会	橋本 剛	3
	や し ろ 加 工 部 会	安田 ミッル	4
	や し ろ 桃 部 会	山本 豊	12
	玉 葱 部 会	堀内 実	6
	果 樹 部 会	藤浦 哲也	7
	た き の な す 部 会	藤田 純也	3
	ハ ウ ス い ち ご 部 会	大富 嘉人	6
	東 条 山 の 芋 部 会	谷口 高史	5
	東 条 ビ ー マ ン 部 会	金谷 隆志	5
	東 条 ぶ ど う 部 会	岩崎 弘明	1
	東 条 ハ ウ ス 栽 培 部 会	藤井 悦雄	7
	山 田 錦 共 生 会	田尻 信生	12
西脇・多可地区	北 は り ま 山 田 錦 部 会	竹井 安夫	494
	西 脇 地 区 グ リ ー ン ク ラ ブ	勝岡 和夫	64
	日 本 の へ そ ゴ マ 研 究 会	小松 原壽人	14
	黒 田 庄 和 牛 同 志 会	三谷 悟	12
	黒 田 庄 和 牛 婦 人 部	三谷 国子	7
	黒 田 庄 山 田 錦 部 会	竹井 安夫	127
	中 町 山 田 錦 部 会	高澤 充洋	212
	加 美 山 田 錦 部 会	中川 武	49
	八 千 代 山 田 錦 部 会	棚倉 修規	42
みのりJA女性会		福岡 弘美	874
JAみのり青年部		阿江 幸浩	44

(*代表者及び構成員数は、令和6年度末現在です。)

■ 4. 役員構成（役員一覧）

（令和7年3月末現在）

役 職 名	氏 名
代表理事組合長	神 澤 友 重
代表理事専務	竹 内 千 博
常 務 理 事	常 深 正 和
常 務 理 事	谷 位 勉
理 事	廣 畑 雅 弘
理 事	藤 川 和 義
理 事	小 山 次 郎
理 事	前 田 恵 一
理 事	畑 谷 紀 美 子
理 事	川 口 安 太 郎
理 事	仲 田 仁 久
理 事	棚 倉 修 規
理 事	福 岡 弘 美
理 事	五 百 歳 克 三
理 事	平 川 嘉 一 郎
理 事	藤 原 久 和
理 事	村 上 康 人
理 事	戸 田 恵 造
理 事	小 藤 義 勝
理 事	清 原 義 雄
理 事	宮 崎 吉 実
理 事	宮 崎 八 千 代
代 表 監 事	藤 原 政 明
常 勤 監 事	藤 本 滝 彦
監 事	土 井 良 和
監 事	齋 藤 篤
員 外 監 事	林 善 一

※令和6年12月15日付けにて、松本安弘氏は逝去により理事を退任いたしました。

（令和7年6月末現在）

役 職 名	氏 名
代表理事組合長	竹 内 千 博
代表理事専務	谷 位 勉
常 務 理 事	山 口 嘉 彦
常 務 理 事	池 田 康
理 事	国 井 美 博
理 事	福 岡 弘 美
理 事	宮 脇 優
理 事	山 本 佳 史
理 事	神 戸 靖 則
理 事	宮 崎 延 子
理 事	棚 倉 修 規
理 事	小 林 晴 利
理 事	小 山 次 郎
理 事	宮 田 俊 也
理 事	山 本 正 仁
理 事	石 田 康 治
理 事	森 脇 登 志 子
理 事	戸 田 恵 造
理 事	萩 原 徳 雄
理 事	國 戸 康 則
理 事	都 倉 明 美
理 事	畑 澤 満
理 事	今 中 孝 介
代 表 監 事	翁 田 昇 二
常 勤 監 事	中 塚 吉 廣
監 事	岡 本 秀 昭
監 事	上 月 章 市
員 外 監 事	林 善 一

■ 5. 職員数

（単位：人）

区 分	男 性	女 性	合 計
一 般 職 員	226 (59)	230 (95)	456 (154)
営 農 指 導 員	10 (0)	0 (0)	10 (0)
合 計	236 (59)	230 (95)	466 (154)

（注）括弧内は常用臨時雇用者です。

■ 6. 事務所の名称及び所在地

連番	名 称	所 在 地	電話番号	ATM台数
1	本 店	加東市社1777-1	0795-42-5141	
2	社 支 店	加東市社1777-1	0795-42-2016	2
3	滝 野 支 店	加東市上滝野2426	0795-48-3141	2
4	東 条 支 店	加東市天神277-1	0795-47-1155	1
5	三 木 支 店	三木市本町2-7-31	0794-82-3000	1
6	吉 川 支 店	三木市吉川町吉安250-1	0794-72-0005	1
7	西 脇 支 店	西脇市西脇885-7	0795-22-6168	2
8	黒 田 庄 支 店	西脇市黒田庄町喜多187-1	0795-28-2111	1
9	中 町 支 店	多可郡多可町中区中村町81-1	0795-32-2233	2
10	加 美 支 店	多可郡多可町加美区寺内128	0795-35-0180	1
11	八 千 代 支 店	多可郡多可町八千代区中野間303-1	0795-37-0350	1
12	三木営農経済センター	三木市別所町花尻1-174	0794-83-3113	
13	吉川営農経済センター	三木市吉川町吉安250-1	0794-72-0280	
14	加東営農経済センター	加東市貝原287	0795-40-0050	
15	東条営農経済センター	加東市天神277-1	0795-47-1191	
16	西脇営農経済センター	西脇市西田町189-3	0795-22-5955	
17	土づくりセンター(ゆめめぐり西脇)	西脇市黒田庄町石原1455-3	0795-28-5535	
18	多可営農経済センター	多可郡多可町中区安坂73-1	0795-32-2235	
19	ファーマーズマーケットふれすこ社店	加東市社338	0795-43-8318	
20	ファーマーズマーケットふれすこ西脇店	西脇市西田町189-3	0795-23-8318	
21	道の駅みき直売所	三木市福井2426 (道の駅みき内)	0795-86-7010	
22	貝原農機センター	加東市貝原287	0795-42-0515	
23	東条吉川農機センター	加東市持鹿谷344	0795-47-1515	
24	北はりま農機センター	西脇市黒田庄町田高117-1	0795-28-5111	
25	加美農機センター	多可郡多可町加美区寺内87-2	0795-35-1153	
26	特産開発センター	西脇市黒田庄町岡22-1	0795-28-5155	
27	みのり特産館	西脇市黒田庄町田高317-2	0795-28-4445	
28	養鶏事業所	多可郡多可町加美区山野部161-1	0795-35-1026	
29	加東ケアセンター	加東市沢部613	0795-42-4583	
30	西脇ケアセンター	西脇市日野町121	0795-22-2711	
31	マイハウスみのり	加東市河高2538-1	0795-48-0600	
32	旅行センター	加東市社1777-1	0795-42-5400	
33	東条自動車センター	加東市岩屋2-3	0795-46-1266	

主な施設の名称及び所在地

連番	施設名	所在地
1	三木ライスセンター	三木市別所町花尻1-174
2	吉川ライスセンター	三木市吉川町金会1435-1
3	高岡ライスセンター	加東市高岡949-25
4	東条ライスセンター	加東市岡本639
5	西脇ライスセンター	西脇市西田町189-3
6	黒田庄ライスセンター	西脇市黒田庄町田高117-1
7	中町ライスセンター	多可郡多可町中区高岸125-1
8	八千代ライスセンター	多可郡多可町八千代区下野間79
9	加東カントリーエレベーター	加東市貝原296-1
10	吉川育苗センター	三木市吉川町前田916-1
11	加東育苗センター	加東市貝原296-1
12	中町育苗センター	多可郡多可町中区安楽田855
13	加東種子センター	加東市牧野1860-76
14	下三草酒米調製場	加東市下三草2-2
15	加東大豆加工場	加東市社貝原287
16	上三草大豆調製場	加東市上三草943-1
17	八千代大豆調製場	多可郡多可町八千代区下野間79
18	加東製茶工場	加東市貝原296-1
19	加美味噌もち加工場	多可郡多可町加美区寺内140-1

店舗外ATM設置台数
12台

ふれすこ社	1	重春	2
沢部	1	エコーブにしわき	1
三木市役所	1	津万	1
東吉川	1	桜丘	1
別所	1	杉原谷	1
えびす駅前	1		

(令和7年7月1日現在)

■ 7. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

〔経営資料〕

I 決算の状況

■ 1. 貸借対照表

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
資 産 の 部		
1 信用事業資産	449,950	460,094
(1) 現金	607	602
(2) 預金	368,625	382,183
系統預金	368,621	382,175
系統外預金	4	7
(3) 有価証券	5,744	4,210
国債	2,914	1,726
地方債	158	176
社債	2,363	2,054
株式	307	253
(4) 貸出金	72,318	70,701
(5) その他の信用事業資産	2,790	2,559
未収収益	165	58
その他の資産	2,625	2,500
(6) 貸倒引当金	△135	△162
2 共済事業資産	1	1
3 経済事業資産	5,197	5,178
(1) 経済事業未収金	585	628
(2) 経済受託債権	3,431	3,435
(3) 棚卸資産	400	374
購入品	314	300
その他の棚卸資産	85	74
(4) その他の経済事業資産	781	740
(5) 貸倒引当金	△0	△0
4 雑資産	505	524
(1) 雑資産	511	530
(2) 貸倒引当金	△5	△5
5 固定資産	4,904	4,780
(1) 有形固定資産	4,897	4,776
建物	9,902	9,992
構築物	1,051	1,086
機械装置	3,576	3,530
土地	2,642	2,672
建設仮勘定	-	1
その他の有形固定資産	702	740
減価償却累計額	△12,979	△13,248
(2) 無形固定資産	6	4
6 外部出資	27,692	27,687
(1) 外部出資	27,692	27,687
系統出資	27,045	27,045
系統外出資	576	572
子会社等出資	69	69
7 前払年金費用	94	61
8 繰延税金資産	208	183
資 産 の 部 合 計	488,556	498,511

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
負 債 の 部		
1 信用事業負債	450,606	460,946
(1) 貯金	449,074	459,688
(2) 借入金	2	5
(3) その他の信用事業負債	1,528	1,253
未払費用	169	49
その他の負債	1,359	1,203
2 共済事業負債	611	585
(1) 共済資金	150	112
(2) 未経過共済付加収入	459	471
(3) その他の共済事業負債	1	1
3 経済事業負債	3,088	3,106
(1) 経済事業未払金	452	523
(2) 経済受託債務	1,897	1,848
(3) その他の経済事業負債	737	734
4 設備借入金	44	81
5 雑負債	956	1,076
(1) 未払法人税等	251	335
(2) 資産除去債務	17	13
(3) その他の負債	686	727
6 諸引当金	427	371
(1) 賞与引当金	131	137
(2) 退職給付引当金	185	140
(3) 役員退職慰労引当金	109	92
負 債 の 部 合 計	455,733	466,168
純 資 産 の 部		
1 組合員資本	33,293	32,545
(1) 出資金	4,096	4,157
(2) 利益剰余金	29,224	28,407
利益準備金	7,195	6,955
その他利益剰余金	22,029	21,452
信用事業基盤強化積立金	4,110	3,790
施設整備積立金	2,927	3,105
地域振興・活性化積立金	500	496
営農利用施設整備積立金	1,400	1,250
合併記念事業積立金	30	20
災害等対策積立金	500	410
農業支援積立金	250	230
経営基盤強化積立金	1,440	1,190
特別積立金	9,366	9,366
当期末処分剰余金	1,505	1,594
(うち当期剰余金)	(919)	(1,187)
(3) 処分未済持分	△ 26	△ 20
2 評価・換算差額等	△ 471	△ 202
(1) その他有価証券評価差額金	△ 471	△ 202
純 資 産 の 部 合 計	32,822	32,342
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	488,556	498,511

JA Minori Disclosure 2025

■ 2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
1 事業総利益	5,111	5,203
事業収益	9,202	9,139
事業費用	4,091	3,936
(1) 信用事業収益	3,481	3,490
資金運用収益	3,221	3,218
(うち預金利息)	(2,114)	(2,082)
(うち有価証券利息)	(47)	(38)
(うち貸出金利息)	(779)	(778)
(うちその他受入利息)	(279)	(318)
役務取引等収益	148	143
その他事業直接収益	111	128
(2) 信用事業費用	542	420
資金調達費用	260	128
(うち貯金利息)	(254)	(119)
(うち給付補填備金繰入)	(2)	(3)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うち信用支払雑利息)	(4)	(4)
役務取引等費用	37	36
その他経常費用	244	256
(うち貸倒引当金繰入額)	(△14)	(△10)
信用事業総利益	2,938	3,069
(3) 共済事業収益	1,070	1,062
共済付加収入	1,013	1,024
その他の収益	57	38
(4) 共済事業費用	67	63
共済推進費	56	51
共済保全費	6	6
その他の費用	5	5
共済事業総利益	1,002	999
(5) 購買事業収益	2,094	2,004
購買品供給高	1,904	1,821
購買手数料	25	25
修理サービス料	114	99
その他の収益	50	58
(6) 購買事業費用	1,634	1,537
購買品供給原価	1,576	1,485
その他の費用	58	52
(うち貸倒引当金繰入額)	0	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△0)
購買事業総利益	460	466
(7) 販売事業収益	304	270
販売手数料	202	177
その他の収益	101	92
(8) 販売事業費用	30	28
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
販売事業総利益	274	241
(9) 保管事業収益	69	62
(10) 保管事業費用	29	28
保管事業総利益	40	33
(11) 加工事業収益	1	1
(12) 加工事業費用	0	0
加工事業総利益	0	0
(13) 利用事業収益	588	643
(14) 利用事業費用	430	458
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△0)
利用事業総利益	158	184

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
(15) 旅行事業収益	16	14
(16) 旅行事業費用	0	0
旅行事業総利益	15	13
(17) 高齢者福祉事業収益	229	205
(18) 高齢者福祉事業費用	99	94
高齢者福祉事業総利益	130	111
(19) 特産開発事業収益	361	378
(20) 特産開発事業費用	319	340
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	-
特産開発事業総利益	41	37
(21) 養鶏事業収益	925	938
(22) 養鶏事業費用	841	862
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
養鶏事業総利益	84	75
(23) 農業経営事業収益	118	116
(24) 農業経営事業費用	96	90
農業経営事業総利益	22	25
(25) その他事業収益	0	0
(26) その他事業費用	0	0
その他事業総利益	(△0)	(△0)
(27) 指導事業収入	13	14
(28) 指導事業支出	71	72
指導事業収支差額	△ 57	△ 57
2 事業管理費	4,118	4,059
(1) 人件費	2,839	2,910
(2) 業務費	397	409
(3) 諸税負担金	214	192
(4) 施設費	631	503
(5) その他事業管理費用	35	43
事業利益	993	1,143
3 事業外収益	492	479
(1) 受取雑利息	9	9
(2) 受取出資配当金	348	339
(3) 賃貸料	110	114
(4) 雑収入	24	15
(5) 貸倒引当金戻入益	0	0
4 事業外費用	22	17
(1) 支払雑利息	9	9
(2) 寄付金	2	3
(3) 雑損失	10	5
経常利益	1,464	1,605
5 特別利益	7	36
(1) 一般補助金	7	36
6 特別損失	253	55
(1) 固定資産処分損	169	36
(2) 固定資産圧縮損	7	0
(3) 減損損失	76	15
(4) 臨時損失	-	3
税引前当期利益	1,218	1,586
法人税・住民税及び事業税	324	405
法人税等調整額	△ 25	△ 7
法人税等合計	298	398
当期剰余金	919	1,187
当期首繰越剰余金	382	403
施設整備積立金取崩額	202	-
地域振興・活性化積立金取崩額	-	3
当期末処分剰余金	1,505	1,594

■ 3. 注記表

〈令和6年度〉

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
ア. 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しています。
- イ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
その他の棚卸資産	売価還元法等に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ②無形固定資産
定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。ただし、5,000万円以下の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

〈令和5年度〉

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
ア. 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しています。
- イ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
その他の棚卸資産	売価還元法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ②無形固定資産
定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。ただし、5,000万円以下の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、みそを製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦特産開発事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、みそを製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦特産開発事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧養鶏事業

組合員が生産した畜産物を集荷して、精肉等に加工して販売したり、養鶏に必要な資材や飼料等を共同購入し、供給する事業です。当組合は利用者等との契約に基づき、精肉や購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品及び購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。指導事業収入のうち、当組合が代理人として家の光図書及び日本農業新聞の供給に関与している場合には、手数料相当額を純額で収益として認識し表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 236 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、将来の事業計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 76 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としていま

⑧養鶏事業

組合員が生産した畜産物を集荷して、精肉等に加工して販売したり、養鶏に必要な資材や飼料等を共同購入し、供給する事業です。当組合は利用者等との契約に基づき、精肉や購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品及び購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。指導事業収入のうち、当組合が代理人として家の光図書及び日本農業新聞の供給に関与している場合には、手数料相当額を純額で収益として認識し表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 200 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、将来の事業計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 15 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としていま

す。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、将来の事業計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 142 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	39
構 築 物	3
機 械 装 置	35
器 具 備 品	16
土 地	23
無 形 固 定 資 産	5
合 計	123

(注) 固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金 6,800 百万円を差し入れています。

(3) 当座貸越の担保として、定期預金 1,000 百万円を差し入れています。

(4) 収納事務取扱等の担保として、定期預金 2 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(5) 子会社等に対する金銭債権の総額 10 百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 467 百万円

す。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、将来の事業計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 168 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	39
構 築 物	3
機 械 装 置	35
器 具 備 品	13
土 地	23
合 計	115

(注) 固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金 6,800 百万円を差し入れています。

(3) 当座貸越の担保として、定期預金 1,000 百万円を差し入れています。

(4) 収納事務取扱等の担保として、定期預金 2 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(5) 子会社等に対する金銭債権の総額 12 百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 400 百万円

JA Minori Disclosure 2025

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	357
危険債権	106
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	464

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権(2)
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。
3. 三月以上延滞債権(3)
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く)です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	60百万円
うち事業取引高	7百万円
うち事業取引以外の取引高	53百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	33百万円
うち事業取引高	32百万円
うち事業取引以外の取引高	0百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

事業用資産については、主として管理会計の単位とし、組合員が利用する行政単位に基づく地区ごとにグルーピングを行っています。福祉事業については、活動地域が限られているため、そのエリアの共用としています。賃貸資産及び遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしています。また、本店とみのり全管内の組合員利用者を対象とする事業施設については、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳
(単位:百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	三木市	0
遊休資産	建物、土地	三木市	0
遊休資産	建物、土地	三木市	0
遊休資産	土地	三木市	0
遊休資産	建物、土地	西脇市	42
遊休資産	建物	西脇市	32
賃貸資産	建物、土地	多可町	0
賃貸資産	建物	加東市	0

③減損損失の認識に至った経緯

当該資産については、賃貸資産は割引前キャッシュフローで評価し、遊休資産は処分可能額で評価し、帳簿価額を下回ったため減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

賃貸資産の回収可能額については、使用価値と正味売却価額を採用しており、使用価値算定にあたって適用した割引率は6.362%です。遊休資産の回収可能額については、正味売却価額を採用し、いずれの場合もその時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	349
危険債権	46
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	3
合計	400

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権(2)
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。
3. 三月以上延滞債権(3)
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く)です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	67百万円
うち事業取引高	13百万円
うち事業取引以外の取引高	53百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	35百万円
うち事業取引高	34百万円
うち事業取引以外の取引高	0百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

事業用資産については、主として管理会計の単位とし、組合員が利用する行政単位に基づく地区ごとにグルーピングを行っています。福祉事業については、活動地域が限られているため、そのエリアの共用としています。賃貸資産及び遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしています。また、本店とみのり全管内の組合員利用者を対象とする事業施設については、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳
(単位:百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	三木市	0
遊休資産	土地	西脇市	0
遊休資産	土地	西脇市	3
遊休資産	土地	加東市	2
遊休資産	土地	加東市	0
賃貸資産	建物	加東市	7
賃貸資産	構築物	三木市	0
賃貸資産	建物	加東市	0

③減損損失の認識に至った経緯

当該資産については、賃貸資産は割引前キャッシュフローで評価し、遊休資産は処分可能額で評価し、帳簿価額を下回ったため減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

賃貸資産の回収可能額については、使用価値と正味売却価額を採用しており、使用価値算定にあたって適用した割引率は6.284%です。遊休資産の回収可能額については、正味売却価額を採用し、いずれの場合もその時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産には、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券等があり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.30%下降したものと想定した場合には、経済価値が395百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産には、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券等があり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.30%下降したものと想定した場合には、経済価値が346百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

JA Minori Disclosure 2025

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

- (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
 当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。
 （単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	368,625	367,953	△671
有価証券	5,744	5,744	－
その他有価証券	5,744	5,744	－
貸出金	72,318		
貸倒引当金*	135		
貸倒引当金控除後	72,182	72,193	11
資産計	446,552	445,891	△660
貯 金	449,074	448,030	△1,044
負債計	449,074	448,030	△1,044

*貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
【資産】

①預金
 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券
 主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金
 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】
 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

- (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
 当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。
 （単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	382,183	381,943	△239
有価証券	4,210	4,210	－
その他有価証券	4,210	4,210	－
貸出金	70,701		
貸倒引当金*	△162		
貸倒引当金控除後	70,538	70,976	437
資産計	456,932	457,130	197
貯 金	459,688	459,377	△311
負債計	459,688	459,377	△311

*貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
【資産】

①預金
 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券
 主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金
 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】
 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	
外部出資	27,692

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	368,625	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	700	500	200	200	500	4,000
貸出金(*1,2,3)	5,864	4,054	3,914	3,696	3,537	50,875
合計	375,189	4,554	4,114	3,896	4,037	54,875

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 620 百万円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 294 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 81 百万円は償還日が特定できないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金(*)	400,149	18,528	29,914	255	160	66

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	100	100	0
	社債	100	100	0
	株式	133	307	174
	小 計	233	407	174
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	5,982	5,336	△645
	国債	3,379	2,914	△465
	地方債	200	158	△41
	社債	2,402	2,263	△138
小 計	5,982	5,336	△645	
合 計	6,215	5,744	△471	

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は 812 百万円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	3,195
②勤務費用	97
③利息費用	△6
④数理計算上の差異の発生額	△641
⑤退職給付の支払額	△135
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	2,510

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	
外部出資	27,687

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	382,183	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	-	100	100	200	200	3,700
貸出金(*1,2,3)	5,878	3,908	3,744	3,536	3,347	49,976
合計	388,061	4,008	3,844	3,736	3,547	53,676

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 628 百万円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 251 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 57 百万円は償還日が特定できないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金(*)	421,856	12,023	25,268	240	227	71

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	500	505	5
	社債	500	505	5
	株式	127	253	125
小 計	627	758	131	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	3,785	3,451	△333
	国債	1,982	1,726	△255
	地方債	200	176	△24
	社債	1,602	1,549	△53
小 計	3,785	3,451	△333	
合 計	4,412	4,210	△202	

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は 861 百万円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	3,261
②勤務費用	96
③利息費用	△6
④数理計算上の差異の発生額	△51
⑤退職給付の支払額	△104
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	3,195

JA Minori Disclosure 2025

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①期首における年金資産	3,295
②期待運用収益	37
③数理計算上の差異の発生額	△48
④確定給付型年金制度への拠出金	79
⑤退職給付の支払額	△128
⑥期末における年金資産(①+②+③+④+⑤)	3,235

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①退職給付債務	2,510
②確定給付型年金制度の積立額	△3,235
③未積立退職給付債務(①+②)	△724
④未認識数理計算上の差異	815
⑤未認識過去勤務費用	-
⑥貸借対照表計上額純額(③+④+⑤)	90
前払年金費用	94
退職給付引当金	185

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項目	金額
①勤務費用	97
②利息費用	△6
③期待運用収益	△37
④数理計算上の差異の費用処理額	43
⑤過去勤務費用の費用処理額	-
小計(①+②+③+④+⑤)	96
⑥出向負担金受入等	△0
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	95

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 38 百万円は「厚生費」で処理しています。

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
確定給付型年金制度

項目	比率
①一般勘定	42.3%
②債券	32.4%
③株式	23.6%
④その他	1.7%
⑤合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が 57.7%含まれています。

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項目	比率等
①割引率	1.65%
②長期期待運用収益率	1.13%
③数理計算上の差異の処理年数	6年
④過去勤務費用の処理年数	6年

(注) 退職給付債務等の計算基礎とした割引率を当期末より、0%から 1.65%に変更しています。

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①期首における年金資産	3,071
②期待運用収益	34
③数理計算上の差異の発生額	201
④確定給付型年金制度への拠出金	84
⑤退職給付の支払額	△96
⑥期末における年金資産(①+②+③+④+⑤)	3,295

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①退職給付債務	3,195
②確定給付型年金制度の積立額	△3,295
③未積立退職給付債務(①+②)	△99
④未認識数理計算上の差異	179
⑤未認識過去勤務費用	-
⑥貸借対照表計上額純額(③+④+⑤)	79
前払年金費用	61
退職給付引当金	140

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項目	金額
①勤務費用	96
②利息費用	△6
③期待運用収益	△34
④数理計算上の差異の費用処理額	64
⑤過去勤務費用の費用処理額	△15
小計(①+②+③+④+⑤)	104
⑥出向負担金受入等	0
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	103

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 47 百万円は「厚生費」で処理しています。

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
確定給付型年金制度

項目	比率
①一般勘定	44.0%
②債券	31.7%
③株式	23.0%
④その他	1.3%
⑤合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が 56.0%含まれています。

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項目	比率等
①割引率	0%
②長期期待運用収益率	1.13%
③数理計算上の差異の処理年数	6年
④過去勤務費用の処理年数	6年

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金32百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は228百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失	152
	その他有価証券評価差額金	132
	退職給付引当金	52
	賞与引当金	36
	固定資産評価損	34
	役員退職慰労引当金	30
	未払事業税	20
	固定資産償却超過	9
	その他	29
	小計	498
評価性引当額	△261	
合計	236	
繰延税金負債	前払年金費用	△26
	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	合計	△27
繰延税金資産の純額		208

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

		当期末
法定実効税率		27.46
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.96
	住民税均等割	0.62
	評価性引当額の増減	0.95
	税額控除	△0.61
	その他	△0.38
税効果会計適用後の法人税等の負担率		24.5

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.46%から28.17%に変更されますが、その影響は軽微です。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金32百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は260百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失	129
	その他有価証券評価差額金	55
	退職給付引当金	38
	賞与引当金	37
	固定資産評価損	33
	未払事業税	26
	役員退職慰労引当金	25
	賞与引当金未払法定福利費	5
	その他	20
	小計	373
評価性引当額	△173	
合計	200	
繰延税金負債	前払年金費用	△16
	資産除去債務に対応して計上した固定資産	0
	合計	△17
繰延税金資産の純額		183

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

		当期末
法定実効税率		27.46
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.97
	住民税均等割	0.48
	評価性引当額の増減	0.07
	税額控除	△0.36
	その他	0.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.14

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

■ 4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
I 当期末処分剰余金	1,505	1,594
II 剰余金処分額	1,061	1,211
(1) 利益準備金	240	240
(2) 任意積立金	720	868
信用事業基盤強化積立金	320	320
施設整備積立金	210	25
地域振興・活性化積立金	-	3
営農利用施設整備積立金	100	150
記念事業積立金	10	10
災害等対策積立金	-	90
農業支援積立金	20	20
経営基盤強化積立金	60	250
(3) 出資配当金	101	103
III 繰越剰余金	444	382

- (注) 1. 出資金に対する配当金の割合は、次のとおりです。
 令和6年度 2.5%
 令和5年度 2.5%
2. 次期繰越剰余金には、教育情報繰越金が含まれています。
 令和6年度 60百万円
 令和5年度 60百万円
3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	積立目的	取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤強化積立金	金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和及び信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。	信用事業総利益が大幅（前年度比10%以上）に減少した場合に、その相当額を取り崩すことができる。	貯金・定期積金総額の100分の1を目標として積み立てる。	4,430
施設整備積立金	施設の新規取得、建替え、改修、大規模な修繕、固定資産処分損、取壊し費用、減損損失処理等に備えるために積み立てる。	施設の新規取得、建替え、改修、大規模な修繕等に伴う支出や大幅な減価償却費の増加、及び固定資産処分損、取壊し費用、減損損失等が生じた場合に、その相当額を取り崩すことができる。	固定資産（減価償却資産）取得価格の100分の20を目標として積み立てる。	3,137
地域振興・活性化積立金	地域の組合員等の生産活動、生活文化活動、福祉活動等を振興・活性化するために積み立てる。	地域の組合員等の生産活動、生活文化活動、福祉活動等の振興・活性化に充てる場合に、その相当額を取り崩すことができる。	5億円とする。	500
営農利用施設整備積立金	営農利用施設の新規取得、大規模な改修、修繕及び処分に備えるために積み立てる。	営農利用施設の整備で、営農利用施設の新規取得、改修、又は処分による修繕費、固定資産処分損が発生した場合に、その相当額を取り崩すことができる。	15億円とする。	1,500
記念事業積立金	記念事業を実施することを目的に必要な額を積み立てる。	記念事業を実施した場合に、その相当額を取り崩すことができる。	5千万円とする。	40
災害等対策積立金	JA及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害の発生及び感染症等の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てる。	政令による激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合に、JA及び地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩すことができる。	5億円とする。	500
農業支援積立金	農作物、生産資材価格の著しい変動などに備え、地域農業の継続に必要な資金を積み立てる。	行政庁、JAグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に、農業支援に支出した経費相当額を取り崩すことができる。	3億円とする。	270
経営基盤強化積立金	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等による損失の発生に備えるために積み立てる。	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変による対策費用や事業活動の制約等により、臨時的に要した経費及び合理的に見積もることのできる損失額がある場合、その相当額を取り崩すことができる。	15億円とする。	1,500

(注) 毎年度の積立額については、当期剰余金を参照し、計画性のある当期積立金額を理事会で協議し、総代会の承認を得て積み立てています。

■ 5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月16日

みのり農業協同組合

代表理事組合長 神澤友重

■ 6. 部門別損益計算書

(令和6年度)

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,276	3,481	1,070	4,024	686	13	
事業費用②	4,165	542	67	3,046	442	66	
事業総利益③ (①-②)	5,111	2,938	1,002	978	244	△53	
事業管理費④	4,118	1,679	778	1,198	381	80	
(うち減価償却費⑤)	(253)	(85)	(21)	(131)	(12)	(2)	
うち共通管理費⑥		346	115	206	53	7	△730
(うち減価償却費⑦)		(20)	(6)	(12)	(3)	(0)	(△43)
事業利益⑧ (③-④)	993	1,258	224	△219	△137	△133	
事業外収益⑨	492	233	78	139	36	5	
うち共通分⑩		233	78	139	36	5	△492
事業外費用⑪	22	10	3	6	1	0	
うち共通分⑫		10	3	6	1	0	△22
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,464	1,482	299	△86	△102	△128	
特別利益⑭	7	3	1	2	0	0	
うち共通分⑮		3	1	2	0	0	△7
特別損失⑯	253	120	40	71	18	2	
うち共通分⑰		120	40	71	18	2	△253
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,218	1,365	260	△155	△120	△131	
営農指導事業分配賦額⑲		77	24	23	5	△131	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	1,218	1,287	236	△179	△126		

※損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則第117条第1号にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しているため、①、②の「計」欄とは一致しません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(事業総利益割)

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	47.4614	15.8759	28.2996	7.3241	1.0390	100.0000
営農指導事業	59.1270	18.3775	17.9385	4.5570		100.0000

■ 7. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

■ 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	9,860	9,120	9,420	9,203	9,276
信用事業収益	3,747	3,593	3,620	3,490	3,481
共済事業収益	1,241	1,208	1,132	1,062	1,070
農業関連事業収益	4,029	3,723	4,087	4,083	4,024
その他事業収益	816	577	566	553	686
営農指導事業収益	26	18	13	13	13
経常利益	1,281	1,506	1,698	1,605	1,464
当期剰余金	949	1,061	1,195	1,187	919
出資金	4,304	4,264	4,213	4,157	4,096
（出資口数）	（4,304,047）	（4,264,740）	（4,213,968）	（4,157,964）	（4,096,418）
純資産額	29,617	30,473	31,407	32,342	32,822
総資産額	499,759	506,262	505,700	498,511	488,556
貯金等残高	464,115	469,644	468,200	459,688	449,074
貸出金残高	68,160	68,834	69,621	70,701	72,318
有価証券残高	1,261	2,716	3,599	4,210	5,744
剰余金配当金額	106	106	104	103	101
出資配当額	106	106	104	103	101
特別配当額 （事業利用分量配当額）	—	—	—	—	—
職員数	546	520	492	488	466
単体自己資本比率	15.81	16.14	16.66	17.23	18.91

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

■ 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度	令和5年度	増減
資金運用収支	2,961	3,090	△129
役員取引等収支	111	107	4
その他信用事業収支	△133	△138	5
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	3,072 (0.672)	3,197 (0.689)	△125 (△0.017)
事業粗利益 (事業粗利益率)	5,477 (1.072)	5,568 (1.077)	△91 (△0.005)
事業純益	1,359	1,509	△150
実質事業純益	1,359	1,509	△150
コア事業純益	1,359	1,509	△150
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,359	1,509	△150

- (注)
1. その他信用事業収支 = その他事業直接収益 + その他経常収益 - その他事業直接費用 - その他経常費用
 2. 信用事業粗利益 = 信用事業収益 (その他経常収益を除く。) - 信用事業費用 (その他経常費用を除く。) + 金銭の信託運用見合費用
 3. 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産平均残高 × 100
 4. 事業粗利益 = 事業総利益 - 信用事業に係るその他経常収益 - 信用事業以外に係るその他の収益 + 信用事業に係るその他経常費用 + 信用事業以外に係るその他の費用 + 事業外収益の受取出資配当金 + 金銭の信託運用見合費用
 5. 事業粗利益率 = 事業総利益 / 総資産平均残高 × 100
 6. 事業純益 = 事業粗利益 - 事業管理費 - 一般貸倒引当金繰入額
 7. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 8. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
 9. コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。) = コア事業純益 - 投資信託解約損益

■ 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	455,813	3,221	0.707	463,243	3,218	0.695
うち預金	379,463	2,394	0.631	388,464	2,400	0.618
うち有価証券	5,150	47	0.913	4,187	38	0.908
うち貸出金	71,200	779	1.094	70,591	778	1.102
資金調達勘定	457,475	256	0.056	467,180	123	0.026
うち貯金・定期積金	457,470	256	0.056	467,173	123	0.026
うち借入金	4	0	1.541	7	0	1.612
総資金利ざや	-	-	0.283	-	-	0.316

- (注)
1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回 + 経費率)
 経費率 = 信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定 (貯金・定期積金 + 借入金) 平均残高
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

■ 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	3	△139
うち預金	△6	△122
うち有価証券	8	7
うち貸出金	0	△25
支払利息	132	△32
うち貯金・定期積金	132	△31
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△0	△0
差引	△129	△107

(注) 1. 増減額は、前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

■ 1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
流動性貯金	182,462 (39.9)	175,622 (37.6)	6,840
定期性貯金	275,007 (60.1)	291,551 (62.4)	△16,543
その他の貯金	- (-)	- (-)	-
計	457,470 (100.0)	467,173 (100.0)	△9,702
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
合 計	457,470 (100.0)	467,173 (100.0)	△9,702

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 3. 括弧内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
定期貯金	261,211 (100.0)	274,853 (100.0)	△13,642
うち固定金利定期	261,204 (99.9)	274,842 (99.9)	△13,638
うち変動金利定期	6 (0.0)	10 (0.0)	△4

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. 括弧内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
手形貸付	116	123	△7
証書貸付	70,418	69,321	1,097
当座貸越	610	668	△58
割引手形	70	85	△15
金融機関貸付	-	411	△411
合 計	71,216	70,610	606

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
固定金利貸出	13,187 (18.2)	12,312 (17.4)	875
変動金利貸出	58,295 (80.6)	57,524 (81.3)	771
その他	835 (1.1)	864 (1.2)	△29
合 計	72,318 (100.0)	70,701 (100.0)	1,617

- (注) 括弧内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
貯金・定期積金等	923	992	△69
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	1,307	1,453	△146
その他担保物	61	93	△32
小 計	2,291	2,538	△247
農業信用基金協会保証	47,764	46,744	1,020
その他保証	19,277	19,404	△127
小 計	67,041	66,148	893
信用	2,986	2,015	971
合 計	72,318	70,701	1,617

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
設 備 資 金	68,958 (95.3)	68,134 (96.3)	824
運 転 資 金	3,360 (4.6)	2,567 (3.6)	793
合 計	72,318 (100.0)	70,701 (100.0)	1,617

(注) 括弧内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
農業	1,079 (1.4)	1,039 (1.4)	40
林業	31 (0.0)	31 (0.0)	0
水産業	8 (0.0)	8 (0.0)	0
製造業	13,352 (18.4)	13,057 (18.4)	295
鉱業	49 (0.0)	49 (0.0)	0
建設・不動産業	2,702 (3.7)	2,666 (3.7)	36
電気・ガス・熱供給・水道業	574 (0.7)	553 (0.7)	21
運輸・通信業	2,611 (3.6)	2,350 (3.3)	261
卸売・小売・サービス業・飲食業	9,412 (13.0)	8,657 (12.2)	755
金融・保険業	795 (1.0)	843 (1.1)	△48
地方公共団体	2,509 (3.4)	1,570 (2.2)	939
非営利法人	978 (1.3)	989 (1.3)	△11
その他	38,214 (52.8)	38,884 (54.9)	△670
合 計	72,318 (100.0)	70,701 (100.0)	1,617

(注) 括弧内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

JA Minori Disclosure 2025

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
農 業	505	539	△34
穀作	471	491	△20
野菜・園芸	8	8	0
果樹・樹園農業	3	3	0
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	2	3	△1
養鶏・養卵	0	1	△1
養蚕	－	－	－
その他農業	21	34	△13
農業関連団体等	－	－	－
合 計	505	539	△34

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
プロパー資金	459	493	△34
農業制度資金	46	46	0
農業近代化資金	34	31	3
その他制度資金	12	14	△2
合 計	505	539	△34

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
日本政策金融公庫資金	3	5	△2
その他	－	－	－
合 計	3	5	△2

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額		
			担保・保証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	357	224	133	357
	5年度	349	198	151	349
危 険 債 権	6年度	106	99	0	99
	5年度	46	37	0	37
要 管 理 債 権	6年度	—	—	—	—
	5年度	3	3	0	3
三月以上延滞債権	6年度	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	6年度	—	—	—	—
	5年度	3	3	0	3
小 計	6年度	464	324	133	457
	5年度	400	238	152	390
正 常 債 権	6年度	71,898			
	5年度	70,344			
合 計	6年度	72,363			
	5年度	70,744			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	2		10	2	12	10		12	10
個別貸倒引当金	157	134	12	139	139	167	157	—	167	157
合 計	168	136	12	150	142	179	168	—	179	168

JA Minori Disclosure 2025

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
貸出金償却額	12	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	77	672	75	667
	金額	71,229	136,700	65,346	131,442
代金取立為替	件数	0	-	0	0
	金額	0	-	136	0
雑 為 替	件数	5	7	5	7
	金額	5,840	34,065	5,954	38,341
合 計	件数	83	679	80	675
	金額	77,070	170,765	71,437	169,783

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増減
国 債	2,463	2,015	448
地 方 債	198	185	13
政府保証債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	2,348	1,854	494
株 式	140	131	9
その他の証券	-	-	-
合 計	5,150	4,187	963

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		令和6年度	国 債	597	298	-	-	478	1,539
地方債	-		-	-	-	94	64	-	158
政府保証債	-		-	-	-	-	-	-	-
金融債	-		-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-		-	-	-	-	-	-	-
社 債	99		397	685	-	940	240	-	2,363
株 式	-		-	-	-	-	-	307	307
その他の証券	-		-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	国 債	-	-	-	-	-	1,726	-	1,726
	地方債	-	-	-	-	99	76	-	176
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	200	403	200	985	264	-	2,054
	株 式	-	-	-	-	-	-	253	253
	その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券等の時価情報等
① 有価証券の時価情報
[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和5年度		
		取得価額 又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額	取得価額 又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるもの	債券	100	100	0	500	505	5
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	100	100	0	500	505	5
	株式	133	307	174	127	253	125
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	233	407	174	627	758	131
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えないもの	債券	5,982	5,336	△645	3,785	3,451	△333
	国債	3,379	2,914	△465	1,982	1,726	△255
	地方債	200	158	△41	200	176	△24
	社債	2,402	2,263	△138	1,602	1,549	△53
	株式	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	5,982	5,336	△645	3,785	3,451	△333
合 計		6,215	5,744	△471	4,412	4,210	△202

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

	令和6年度	令和5年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	1,654	949

② 残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和6年度	令和5年度
残高有り投資信託口座数	1,408	1,008

■ 2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：千件、百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	29	229,963	30	245,121
	定期生命共済	0	6,795	0	5,490
	養老生命共済	8	30,201	8	33,903
	うちこども共済	6	19,367	6	20,615
	医療共済	16	2,328	17	2,577
	がん共済	6	1,824	6	1,883
	定期医療共済	0	277	0	295
	介護共済	3	7,776	3	6,960
	認知症共済	0		0	
	生活障害共済	2		2	
	特定重度疾病共済	1		1	
	年金共済	13	538	13	564
建物更生共済	15	222,305	16	228,212	
合 計	98	502,011	100	525,008	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千件、百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	16	861	17	749
が ん 共 済	6	44	6	45
定期医療共済	0	1	0	1
合 計	23	861	24	749

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。医療共済の金額欄は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千件、百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	3	10,840	3	9,837
認 知 症 共 済	0	381	0	505
生活障害共済（一時金型）	1	15,398	1	15,676
生活障害共済（定期年金型）	0	540	0	509
特 定 重 度 疾 病 共 済	1	1,875	1	2,109

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有額

(単位：千件、百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	9	6,566	9	6,808
年 金 開 始 後	4	2,185	4	2,124
合 計	13	8,752	13	8,932

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千件、百万円)

種 類	令和6年度			令和5年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	3	43,245	34	2	42,592	33
自 動 車 共 済	21		939	21		953
傷 害 共 済	9	29,705	10	8	27,668	10
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-	-	-
賠償責任共済	0		0	0		0
自 賠 責 共 済	8		143	8		139
合 計	42		1,128	41		1,137

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

■ 3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

買取購買品

(単位：百万円)

種類		令和6年度		令和5年度		
		供給高	粗収益	供給高	粗収益	
生産資材	肥料	514	100	503	108	
	飼料	332	57	236	7	
	農薬	215	7	276	50	
	農業機械	652	72	756	86	
	自動車	65	5	57	6	
	その他	203	29	216	32	
	計	1,984	272	2,047	293	
生活物資	食品	米	172	25	94	20
		一般食品	121	31	108	27
	耐久消費財	91	8	94	8	
	日用保健雑貨	62	6	54	6	
	その他	35	9	28	6	
	計	483	80	381	68	
合計		2,468	353	2,428	362	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

受託販売品

(単位：百万円)

種類	令和6年度		令和5年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	3,834	149	3,270	125
麦・豆	19	2	15	1
青果物	96	2	109	2
畜産物	901	9	713	7
その他	254	39	260	40
合計	5,105	202	4,369	177

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項目	令和6年度	令和5年度
収益	69	62
費用	29	28
差引	40	33

JA Minori Disclosure 2025

(4) 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項目		令和6年度	令和5年度
ライスセンター	収 益	187	181
	費 用	140	125
	差 引	47	55
カントリー	収 益	32	36
	費 用	18	21
	差 引	14	15
育 苗	収 益	264	266
	費 用	194	190
	差 引	69	76
種 子 セ ン タ ー	収 益	14	15
	費 用	9	7
	差 引	5	7
大 豆 調 製 場	収 益	2	3
	費 用	0	1
	差 引	1	2
農 作 業 機 械	収 益	34	92
	費 用	33	83
	差 引	0	8
米 調 製 施 設	収 益	9	9
	費 用	8	7
	差 引	1	1
そ の 他 生 産 利 用	収 益	25	23
	費 用	22	21
	差 引	3	2
コ イ ン 精 米	収 益	16	15
	費 用	1	0
	差 引	14	14
合 計	収 益	588	643
	費 用	430	458
	差 引	158	184

(5) その他の事業取扱実績

① 加工事業 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
収 益	1	1
費 用	0	0
差 引	0	0

② 特産開発事業 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
収 益	361	378
費 用	319	340
差 引	41	37

③ 養鶏事業 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
収 益	925	938
費 用	841	862
差 引	84	75

④ 旅行事業 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
収 益	16	14
費 用	0	0
差 引	15	13

⑤ 高齢者福祉事業 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
収 益	229	205
費 用	99	94
差 引	130	111

⑥ 農業経営事業 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
収 益	118	116
費 用	96	90
差 引	22	25

⑦ 指導事業 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
収 入	21	23
支 出	79	80
差 引	△57	△57

IV 経営諸指標

■ 1. 利益率

(単位：%)

項目	令和6年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.287	0.309	△0.022
資本経常利益率	4.573	5.134	△0.561
総資産当期純利益率	0.180	0.229	△0.049
資本当期純利益率	2.873	3.798	△0.925

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率
 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

■ 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和6年度	令和5年度	増減	
貯貸率	期末	16.103	15.380	0.723
	期中平均	15.563	15.110	0.453
貯証率	期末	1.279	0.915	0.364
	期中平均	1.125	0.896	0.229

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

■ 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	33,192	32,442
うち、出資金及び資本準備金の額	4,096	4,157
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	29,224	28,407
うち、外部流出予定額(△)	101	103
うち、上記以外に該当するものの額	△26	△20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	10
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	10
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 33,194	32,452
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	5	3
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	3
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	72	44
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 77	47
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)）	(ハ) 33,117	32,405
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	169,307	177,306
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,805	10,739
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 175,113	188,046
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	18.91%	17.23%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

■ 2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	602	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,998	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,772	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	950	190	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	382,287	76,457	3,058
法人等向け	1,914	659	26
中小企業等向け及び個人向け	21,151	14,306	572
抵当権付住宅ローン	110	35	1
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	257	176	7
取立未済手形	292	58	2
信用保証協会等保証付	46,824	4,647	185
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	1,221	1,221	48
(うち出資等のエクスポージャー)	1,221	1,221	48
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	39,351	79,544	3,181
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエク スポージャー)	26,593	66,484	2,659
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	201	503	20
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	12,555	12,555	502
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマナデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	498,834	177,306	7,092
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	498,834	177,306	7,092
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
所要自己資本額計	10,739	429	
	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己資本額	
a	b=a×4%		
	188,046	7,521	

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

JA Minori Disclosure 2025

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	607	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,382	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,710	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	945	189	7
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	368,933	73,796	2,951
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	100	30	1
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	2,206	651	26
（うち特定貸付債権向け）	-	0	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,515	1,573	62
（うちトランザクター向け）	66	30	1
不動産関連向け	17,459	6,090	243
（うち自己居住用不動産等向け）	17,386	6,045	241
（うち賃貸用不動産向け）	55	29	1
（うち事業用不動産関連向け）	16	15	0
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	272	170	6
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	140	103	4
取立未済手形	156	31	1
信用保証協会等による保証付	47,835	4,749	189
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	779	779	31
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	40,236	81,161	3,246
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本金等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本金調達手段に係るエクスポージャー）	27,045	67,614	2,704
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	237	593	23
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	12,952	12,952	518
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-
（うちマナデート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本金調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	489,282	169,307	6,772
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
（簡便法）	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	489,282	169,307	6,772

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 〈簡易方式又は標準的方式〉	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	5,805	232
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	175,113	7,004

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,805
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	232
BI	3,870
BIC	464

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

■ 3. 信用リスクに関する事項

- ① 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高
（単位：百万円）

		令和6年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	489,282	72,569	6,091	413	498,834	70,761	4,292	257
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		489,282	72,569	6,091	413	498,834	70,761	4,292	257
法人	農業	84	69	-	14	77	77	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	404	44	300	-	426	66	300	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	447	44	403	-	443	40	403	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	530	0	501	-	530	-	501	-
	運輸・通信業	516	10	500	-	410	10	400	-
	金融・保険業	369,629	-	701	-	382,918	-	400	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,166	1,065	100	16	1,210	1,110	100	-
	日本国政府・地方公共団体	6,093	2,510	3,583	-	3,757	1,571	2,185	-
	上記以外	27,692	-	-	-	27,702	14	-	-
個人	68,899	68,824	-	363	67,937	67,870	-	198	
その他	13,817	-	-	-	13,418	-	-	-	
業種別残高計		489,282	72,569	6,091	393	498,834	70,761	4,292	198
	1年以下	371,083	1,651	698		383,760	1,572	-	
	1年超3年以下	1,815	1,115	700		1,239	1,039	200	
	3年超5年以下	2,914	2,212	701		2,151	1,750	400	
	5年超7年以下	2,236	2,236	-		2,368	2,167	200	
	7年超10年以下	5,673	4,073	1,600		4,735	3,633	1,102	
	10年超	62,687	60,297	2,389		61,942	59,554	2,388	
	期限の定めのないもの	42,871	982	-		42,637	1,043	-	
残存期間別残高計		489,282	72,569	6,091		498,834	70,761	4,292	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額
(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和5年度						
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	10	2		10	2		12	10		12	10		
個別貸倒引当金	157	134	12	139	139		167	157	-	167	157		
地域別計													
国内	157	134	12	139	139		167	157	-	167	157		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	157	134	12	139	139		167	157	-	167	157		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・ サービス業	9	9	-	9	9	-	9	9	-	9	9	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	148	125	12	130	130	-	157	148	-	157	148	-	
業種別計	157	134	12	139	139	-	167	157	-	167	157	-	

JA Minori Disclosure 2025

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均値
		効果適用前		効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	607	-	607	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,382	-	3,382	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	2,710	-	2,710	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	100	-	100	-	10	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	945	-	945	-	189	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	368,933	-	368,933	-	73,796	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	100	-	100	-	30	30
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	2,206	-	2,206	-	651	30
(うち特定貸付債権向け)	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,325	1,653	2,518	190	1,573	58
(うちトランザクター向け)	45	-	668	-	66	30	45
不動産関連向け	20~150	17,459	-	17,361	-	6,090	35
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	17,386	-	17,295	-	6,045	35
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	55	-	48	-	29	60
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	16	-	16	-	15	94
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	169	1	168	0	170	101
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	103	-	103	-	103	100
取立未済手形	20	156	-	156	-	31	20
信用保証協会等による保証付	0~10	47,835	-	47,497	-	4,749	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	779	-	779	-	779	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	40,236	-	40,236	-	81,161	202
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	27,045	-	27,045	-	67,614	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	237	-	237	-	593	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	12,952	-	12,952	-	12,952	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	169,307	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

JA Minori Disclosure 2025

④ ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額 [令和6年度] (単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,382	-	-	-	-	-	3,382						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	2,710	-	-	-	-	-	-	2,710					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	100	-	-	-	-	-	100					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	945	-	-	-	-	945					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	368,833	100	-	-	-	-	-	368,933					
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	100	-	-	-	-	-	100					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	1,505	701	-	-	-	-	-	-	2,206				
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-						
株式等	-	-	779	-	-	-	779						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	66	268	1,048	1,325	2,708								
(うちトランザクター向け)	66	-	-	-	66								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	6	-	-	-	17,244	-	-	-	-	-	-	44	17,295
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-	48	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	0	16	-	-	-	-	16						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	77	12	79	0	168								
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	103	-	-	103								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	607	-	-	-	-	607							
取立未済手形	-	-	156	-	-	156							
信用保証協会等による保証付	-	47,493	0	-	4	47,497							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト0%	－	5,758	5,758
	リスク・ウェイト2%	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	46,575	46,575
	リスク・ウェイト20%	1,004	384,885	385,889
	リスク・ウェイト35%	－	101	101
	リスク・ウェイト50%	901	153	1,055
	リスク・ウェイト75%	－	18,770	18,770
	リスク・ウェイト100%	－	13,791	13,791
	リスク・ウェイト150%	－	96	96
	リスク・ウェイト250%	－	26,795	26,795
	その他	－	－	－
	リスク・ウェイト1250%	－	－	－
	計	1,906	496,928	498,834

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	445,624	－	－	444,395
40%～70%	830	668	10%	895
75%	157	910	13%	268
80%	－	0	10%	0
85%	58	－	－	56
90%～100%	1,185	2	10%	1,179
105%～130%	－	－	－	－
150%	79	0	10%	79
250%	779	－	－	779
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	0	73	10%	7
合計	448,716	1,655	11%	447,662

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

■ 4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

J Aみのりでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。J Aみのりでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA- またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	60	1,355	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	0	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	60	1,355	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	61	1,197	-
自己居住用不動産等向け	-	50	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	0	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	61	1,248	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

■ 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

■ 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ 7. CVA リスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

■ 8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

■ 9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P.16「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

■ 10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、JA みのににおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、JA みのにの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的に金利リスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	307	307	253	253
非 上 場	27,692	27,692	27,687	27,687
合 計	28,000	28,000	27,940	27,940

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
174	-	125	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

■ 11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

■ 12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

JAみのりでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続きの概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、3か月ごとにIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

JAみのりでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。また、収益ベースの金利リスク量（ Δ NII）については、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフトの2シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

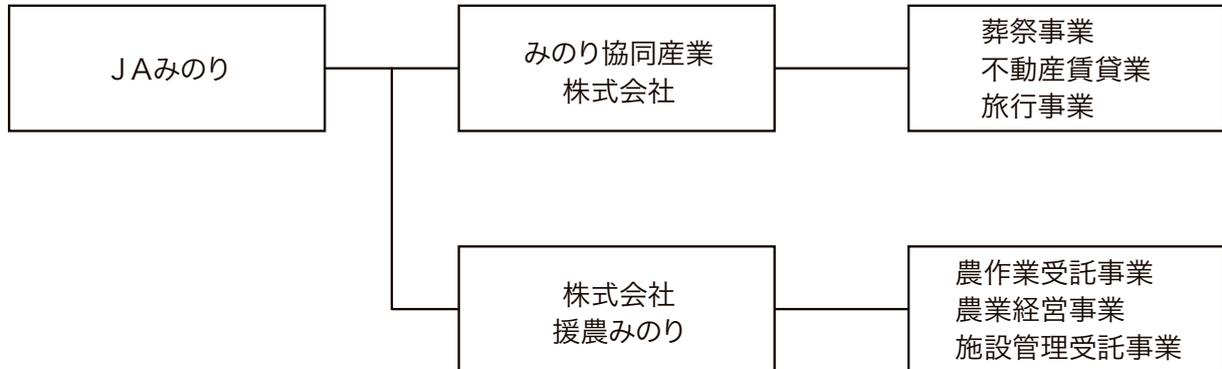
IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	1,181	0	398	79
3	スティープ化	164	407		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	1,059	760		
7	最大値	1,181	760	398	79
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	33,117		32,405	

VI 連結情報

■ 1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

(令和7年4月1日現在)



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	事業の内容	設立 年月日	資本金又 は出資金	当JAの 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
みのり協同産業株式会社	加東市社1782	葬祭事業 不動産の賃貸業	昭和63年1月8日	40	100.0	-
株式会社援農みのり	加東市貝原287	組合員農家の 農作業の受託等	平成23年4月1日	30	99.7	-

(3) 連結事業概況 (令和6年度)

みのり協同産業 株式会社

コロナ禍以降、葬儀の小規模化が進みJA管内の葬儀形態は、56.8%が小規模葬となっています。葬儀の形態に関わらず、万一の際の不安解消のための事前相談・会員加入をお勧めしており今年度は、事前相談者数192件、会員数は139件の加入増となりました。また、葬儀後の諸手続きにつきましても、組合員・地域住民とのつながりを重視した相談活動に取り組みました。

結果、令和6年度の葬儀施行件数は456件、葬祭事業売上高は、425,443千円、不動産管理事業他と合わせた事業全体の売上高は477,280千円となりました。営業利益は62,554千円となり、税引後の当期純利益は41,841千円を計上しました。

株式会社 援農みのり

農業経営体及び担い手への農地集積が進行している環境のもと、地域農業者の減少に伴い、農地の管理が厳しい状況にあります。

主な事業は、農業経営・農作業受託・施設管理・土改材散布で、近年更新した農作業機械を活用し、効率化を図り事業量の拡大に取り組みました。

その結果、売上高は農業経営27,880千円、農作業受託14,041千円、施設管理受託11,340千円、土改材散布受託7,456千円で、売上高合計は60,719千円となりました。売上原価と販売費及び一般管理費は34,512千円となり、営業利益は7,809千円となり、当期純利益は8,993千円を計上しました。

(4) 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結事業収益	10,225	9,540	9,843	9,627	9,767
信用事業収益	3,746	3,593	3,620	3,489	3,481
共済事業収益	1,241	1,208	1,132	1,062	1,070
農業関連事業収益	4,037	3,735	4,100	4,097	4,045
その他事業収益	1,200	1,003	989	977	1,169
連結経常利益	1,314	1,556	1,765	1,668	1,540
連結当期剰余金	973	1,094	1,239	1,228	971
連結純資産額	29,884	30,788	31,755	32,951	33,944
連結総資産額	500,006	506,494	505,931	498,913	489,223
連結自己資本比率	15.86	16.27	16.81	17.44	19.25

(注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。

2. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	449,941	460,082
(1) 現金及び預金	369,233	382,785
(2) 有価証券	5,744	4,210
(3) 貸出金	72,308	70,689
(4) その他の信用事業資産	2,790	2,559
(5) 貸倒引当金	△135	△162
2. 共済事業資産	1	1
3. 経済事業資産	5,212	5,193
(1) 受取手形及び経済事業未収金	595	639
(2) 棚卸資産	405	379
(3) その他の経済事業資産	4,213	4,175
(4) 貸倒引当金	△0	△0
4. 雑資産	650	671
5. 固定資産	4,991	4,877
(1) 有形固定資産	4,982	4,872
建物	11,233	11,357
機械装置	3,576	3,530
土地	2,642	2,672
その他の有形固定資産	771	809
減価償却累計額	△13,241	△13,498
(2) 無形固定資産	8	5
6. 外部出資	27,622	27,618
(1) 外部出資	27,622	27,618
7. 退職給付に係る資産	793	326
8. 繰延税金資産	9	142
資産の部合計	489,223	498,913

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(負債の部)		
1. 信用事業負債	450,138	460,547
(1) 貯金	448,607	459,289
(2) 借入金	2	5
(3) その他の信用事業負債	1,528	1,252
2. 共済事業負債	611	585
(1) 共済資金	150	112
(2) その他の共済事業負債	460	473
3. 経済事業負債	3,108	3,125
(1) 支払手形及び経済事業未払金	473	542
(2) その他の経済事業負債	2,635	2,582
4. 設備借入金	44	81
5. 雑負債	1,026	1,140
6. 諸引当金	334	481
(1) 賞与引当金	137	143
(2) 退職給付に係る負債	86	245
(3) 役員退職慰労引当金	110	92
7. 繰延税金負債	14	-
負債の部合計	455,279	465,962
(純資産の部)		
1. 組合員資本	33,823	33,023
(1) 出資金	4,096	4,157
(2) 利益剰余金	29,753	28,885
(3) 処分未済持分	△26	△20
(4) 子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
2. 評価・換算差額等	120	△72
(1) その他有価証券評価差額金	△471	△202
(2) 退職給付に係る調整累計額	591	129
3. 非支配株主持分	0	0
純資産の部合計	33,944	32,951
負債及び純資産の部合計	489,223	498,913

JA Minori Disclosure 2025

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度		令和5年度	
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1. 事業総利益	5,389		5,455	
(1) 信用事業収益	3,481		3,489	
資金運用収益	3,221		3,218	
(うち預金利息)	(2,114)		(2,082)	
(うち有価証券利息)	(47)		(38)	
(うち貸出金利息)	(779)		(778)	
(うちその他受入利息)	(279)		(318)	
役務取引等収益	148		143	
その他経常収益	111		128	
(2) 信用事業費用	542		420	
資金調達費用	260		128	
(うち貯金利息)	(253)		(119)	
(うち給付補填備金繰入)	(2)		(3)	
(うち借入金利息)	(0)		(0)	
(うちその他支払利息)	(4)		(4)	
役務取引等費用	37		36	
その他経常費用	244		256	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△14)		(△10)	
信用事業総利益	2,938		3,069	
(3) 共済事業収益	1,070		1,062	
共済付加収入	1,013		1,024	
その他の収益	57		38	
(4) 共済事業費用	67		63	
共済推進費及び共済保全費	62		57	
その他の費用	5		5	
共済事業総利益	1,002		999	
(5) 購買事業収益	2,081		1,985	
購買品供給高	1,890		1,802	
その他の収益	190		182	
(6) 購買事業費用	1,627		1,530	
購買品供給原価	1,576		1,485	
その他の費用	50		45	
購買事業総利益	454		454	
(7) 販売事業収益	304		270	
販売手数料	202		177	
その他の収益	101		92	
(8) 販売事業費用	30		28	
販売事業総利益	274		241	
(9) その他事業収益	2,837		2,827	
(10) その他事業費用	2,118		2,137	
その他事業総利益	719		690	

科 目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
	2. 事業管理費	4,278		4,209
(1) 人件費	2,963		3,030	
(2) その他事業管理費	1,315		1,179	
事業利益	1,111		1,246	
3. 事業外収益	452		440	
(1) 受取雑利息	9		9	
(2) 受取出資配当金	348		339	
(3) その他の事業外収益	94		91	
4. 事業外費用	22		18	
(1) 支払雑利息	9		9	
(2) その他の事業外費用	12		8	
経常利益	1,540		1,668	
5. 特別利益	7		36	
(1) 固定資産処分益	-		-	
(2) その他の特別利益	7		36	
6. 特別損失	255		58	
(1) 固定資産処分損	169		36	
(2) 減損損失	76		15	
(3) その他の特別損失	9		7	
税金等調整前当期利益	1,293		1,646	
法人税・住民税及び事業税	348		425	
法人税等調整額	△26		△7	
法人税等合計	321		418	
当期利益	971		1,228	
非支配株主に帰属する当期利益	0		0	
当期剰余金	971		1,228	

(7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
1. 資本剰余金期首残高	-	-
2. 資本剰余金増加高	-	-
3. 資本剰余金減少高	-	-
4. 資本剰余金期末残高	-	-
(利 益 剰 余 金 の 部)		
1. 利益剰余金期首残高	28,885	27,761
2. 利益剰余金増加高	971	1,228
当期剰余金	971	1,228
3. 利益剰余金減少高	103	104
配当金	103	104
4. 利益剰余金期末残高	29,753	28,885

JA Minori Disclosure 2025

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

(単位：百万円)

科 目	令和6年度		令和5年度	
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期利益		1,293		1,646
減価償却費		264		208
減損損失		77		15
のれん償却額		-		-
貸倒引当金の増減額		△26		△11
賞与引当金の増減額		△6		△3
退職給付に係る負債の増減額		476		272
その他引当金の増減額		18		17
信用事業資金運用収益		△2,939		△2,899
信用事業資金調達費用		256		123
共済貸付金利息		-		-
共済借入金利息		-		-
受取雑利息及び受取出資配当金		△357		△349
支払雑利息		9		9
為替差損益		-		-
有価証券関係損益		△2		△0
金銭の信託の運用損益		-		-
固定資産処分損益		169		96
外部出資関係損益		-		-
持分法による投資損益		-		-
その他		-		0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増減		△1,619		△1,077
預金の純増減		38,390		9,775
貯金の純増減		△10,681		△8,566
信用事業借入金の純増減		△2		△3
その他の信用事業資産の純増減		△215		△129
その他の信用事業負債の純増減		158		370
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増減		-		-
共済借入金の純増減		-		-
共済資金の純増減		37		△216
未経過共済付加収入の純増減		△12		3
その他の共済事業資産の純増減		△0		0
その他の共済事業負債の純増減		△0		△0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増減		44		85
経済受託債権の純増減		3		△486
棚卸資産の純増減		△26		38
支払手形及び経済事業未払金の純増減		△69		38
経済受託債務の純増減		49		△146
その他の経済事業資産の純増減		△40		△46
その他の経済事業負債の純増減		3		46
(その他の資産及び負債の増減)				
その他の資産の純増減		△446		△256
その他の負債の純増減		△42		344
未払消費税等の増減額		2		△12
信用事業資金運用による収入		2,923		2,945
信用事業資金調達による支出		△138		△135
共済貸付金利息による収入		-		-
共済借入金利息による支出		-		-
事業分量配当金の支払額		-		-
小 計		27,552		1,696
雑利息及び出資配当金の受取額		357		348
雑利息の支払額		△9		△9
法人税等の支払額		△427		△431
事業活動によるキャッシュ・フロー		27,472		1,603

科 目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
	2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△1,800		△999
有価証券の売却による収入		-		-
有価証券の償還による収入		-		299
金銭の信託の増加による支出		-		-
金銭の信託の減少による収入		-		-
補助金の受入れ等による収入		9		3
固定資産の取得による支出		△522		△522
固定資産の処分による支出		△108		-
固定資産の売却による収入		2		14
資産除去債務の履行による支出		△1		-
外部出資による支出		△4		△440
外部出資の売却等による収入		-		0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,425		△1,644
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
設備借入れによる収入		-		-
設備借入金の返済による支出		△37		△37
出資の増額による収入		118		122
出資の払戻しによる支出		△179		△178
持分の取得による支出		△26		△20
持分の譲渡による収入		20		18
出資配当金の支払額		△103		△104
非支配株主への配当金支払額		-		-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び 子会社等の株式の取得による支出		-		-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び 子会社等の株式の売却による収入		-		-
財務活動によるキャッシュ・フロー		△208		△200
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		-		-
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		24,837		△240
6 現金及び現金同等物の期首残高		736		976
7 現金及び現金同等物の期末残高		25,573		736

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和6年度)	(令和5年度)
現金および預金勘定	369,233	382,785
別段預金及び定期性預金	△343,659	△382,049
現金および現金同等物	25,573	736

(9) 連結注記表

〈令和6年度〉

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・2社
 みのり協同産業株式会社、株式会社援農みのり
 ②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
 ①持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません
 ②持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・3社
 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。
- (3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項
 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項
 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
- (5) 利益処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 ア. 子会社株式等
 移動平均法による原価法により評価しています。
 イ. その他有価証券
 ・時価のあるもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 ・市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
その他の棚卸資産	売価還元法等に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ②無形固定資産
 定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

〈令和5年度〉

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・2社
 みのり協同産業株式会社、株式会社援農みのり
 ②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
 ①持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません
 ②持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・3社
 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。
- (3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項
 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項
 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
- (5) 利益処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 ア. 子会社株式等
 移動平均法による原価法により評価しています。
 イ. その他有価証券
 ・時価のあるもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 ・市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
その他の棚卸資産	売価還元法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ②無形固定資産
 定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。ただし、5,000万円以下の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。ただし、5,000万円以下の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

JA Minori Disclosure 2025

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、みそを製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦特産開発事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧養鶏事業

組合員が生産した畜産物を集荷して、精肉等に加工して販売したり、養鶏に必要な資材や飼料等を共同購入し、供給する事業です。当組合は利用者等との契約に基づき、精肉や購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品及び購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、みそを製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦特産開発事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧養鶏事業

組合員が生産した畜産物を集荷して、精肉等に加工して販売したり、養鶏に必要な資材や飼料等を共同購入し、供給する事業です。当組合は利用者等との契約に基づき、精肉や購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品及び購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。指導事業収入のうち、当組合が代理人として家の光図書及び日本農業新聞の供給に関与している場合には、手数料相当額を純額で収益として認識し表示しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。指導事業収入のうち、当組合が代理人として家の光図書及び日本農業新聞の供給に関与している場合には、手数料相当額を純額で収益として認識し表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 213百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、将来の事業計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 76百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、将来の事業計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 142百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 200百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、将来の事業計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 15百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、将来の事業計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 168百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

- (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。
(単位：百万円)

項目	金額
建物	39
構築物	3
機械装置	35
車両運搬具	4
器具備品	16
土地	23
無形固定資産	6
合計	129

(注) 固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の担保として、定期預金 6,800 百万円を差し入れています。
- (3) 当座貸越の担保として、定期預金 1,000 百万円を差し入れています。
- (4) 収納事務取扱等の担保として、定期預金 2 百万円を差し入れています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	357
危険債権	106
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	464

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1)
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 (2)
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 ((1) に掲げるものを除く。)です。
3. 三月以上延滞債権 (3)
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く) です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く) です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

- (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。
(単位：百万円)

項目	金額
建物	39
構築物	3
機械装置	35
器具備品	13
土地	23
合計	115

(注) 固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の担保として、定期預金 6,800 百万円を差し入れています。
- (3) 当座貸越の担保として、定期預金 1,000 百万円を差し入れています。
- (4) 収納事務取扱等の担保として、定期預金 2 百万円を差し入れています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	349
危険債権	46
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	3
合計	400

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1)
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 (2)
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 ((1) に掲げるものを除く。)です。
3. 三月以上延滞債権 (3)
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く) です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く) です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に関する注記

【減損損失】

減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

事業用資産については、主として管理会計の単位とし、組合員が利用する行政単位に基づく地区ごとにグルーピングを行っています。福祉事業については、活動地域が限られているため、そのエリアの共用としています。賃貸資産及び遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしています。また、本店とみのり全管内の組合員利用者を対象とする事業施設については、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	三木市	0
遊休資産	建物、土地	三木市	0
遊休資産	建物、土地	三木市	0
遊休資産	土地	三木市	0
遊休資産	建物、土地	西脇市	42
遊休資産	建物	西脇市	32
賃貸資産	建物、土地	多可町	0
賃貸資産	建物	加東市	0

③減損損失の認識に至った経緯

当該資産については、賃貸資産は割引前キャッシュフローで評価し、遊休資産は処分可能額で評価し、帳簿価額を下回ったため減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

賃貸資産の回収可能額については、使用価値と正味売却価額を採用しており、使用価値算定にあたって適用した割引率は6.362%です。遊休資産の回収可能額については、正味売却価額を採用し、いずれの場合もその時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

7. 金融商品に関する注記

〈金融商品の状況に関する事項〉

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産には、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券等があり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

6. 連結損益計算書に関する注記

【減損損失】

減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

事業用資産については、主として管理会計の単位とし、組合員が利用する行政単位に基づく地区ごとにグルーピングを行っています。福祉事業については、活動地域が限られているため、そのエリアの共用としています。賃貸資産及び遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしています。また、本店とみのり全管内の組合員利用者を対象とする事業施設については、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	三木市	0
遊休資産	土地	西脇市	0
遊休資産	土地	西脇市	3
遊休資産	土地	加東市	2
遊休資産	土地	加東市	0
賃貸資産	建物	加東市	7
賃貸資産	構築物	三木市	0
賃貸資産	建物	加東市	0

③減損損失の認識に至った経緯

当該資産については、賃貸資産は割引前キャッシュフローで評価し、遊休資産は処分可能額で評価し、帳簿価額を下回ったため減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

賃貸資産の回収可能額については、使用価値と正味売却価額を採用しており、使用価値算定にあたって適用した割引率は6.284%です。遊休資産の回収可能額については、正味売却価額を採用し、いずれの場合もその時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

7. 金融商品に関する注記

〈金融商品の状況に関する事項〉

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産には、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券等があり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会 で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.30% 下降したものと想定した場合に、経済価値が395百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	368,625	367,953	△671
有価証券	5,744	5,744	—
その他有価証券	5,744	5,744	—
貸出金	72,308		
貸倒引当金(*)	135		
貸倒引当金控除後	72,173	72,184	11
資 産 計	446,542	445,882	△660
貯 金	448,607	447,563	△1,044
負 債 計	448,607	447,563	△1,044

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会 で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.30% 下降したものと想定した場合に、経済価値が346百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	382,183	381,943	△239
有価証券	4,210	4,210	—
その他有価証券	4,210	4,210	—
貸出金	70,689		
貸倒引当金(*)	162		
貸倒引当金控除後	70,526	70,964	437
資 産 計	456,920	457,118	197
貯 金	459,289	458,977	△311
負 債 計	459,289	458,977	△311

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap、以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	
外部出資	27,622

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	368,625	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	700	500	200	200	500	4,000
貸出金(*1,2,3)	5,861	4,052	3,912	3,695	3,536	50,874
合 計	375,187	4,552	4,112	3,895	4,036	54,874

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 620 百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 294 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 81 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap、以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	
外部出資	27,618

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	382,183	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	-	100	100	200	200	3,700
貸出金(*1,2,3)	5,875	3,905	3,742	3,535	3,346	49,975
合 計	388,059	4,005	3,842	3,735	3,546	53,675

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 628 百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 251 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 57 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

JA Minori Disclosure 2025

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	399,681	18,528	29,914	255	160	66

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、
貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：百万円)

		取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	債券	100	100	0
	社債	100	100	0
	株式	133	307	174
	小計	233	407	174
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	債券	5,982	5,336	△645
	国債	3,379	2,914	△465
	地方債	200	158	△41
	社債	2,402	2,263	△138
小計	5,982	5,336	△645	
合計		6,215	5,744	△471

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は861百万円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	3,214
②勤務費用	99
③利息費用	△6
④数理計算上の差異の発生額	△641
⑤退職給付の支払額	△137
⑥過去勤務費用の発生額	-
⑦期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤+⑥)	2,528

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における年金資産	3,295
②期待運用収益	37
③数理計算上の差異の発生額	△48
④確定給付型年金制度への拠出金	79
⑤退職給付の支払額	△128
⑥期末における年金資産(①+②+③+④+⑤)	3,235

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	421,457	12,023	25,268	240	227	71

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、
貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：百万円)

		取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	債券	500	505	5
	社債	500	505	5
	株式	127	253	125
	小計	627	758	131
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	債券	3,785	3,451	△333
	国債	1,982	1,726	△255
	地方債	200	176	△24
	社債	1,602	1,549	△53
小計	3,785	3,451	△333	
合計		4,412	4,210	△202

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は861百万円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	3,280
②勤務費用	98
③利息費用	△6
④数理計算上の差異の発生額	△51
⑤退職給付の支払額	△105
⑥過去勤務費用の発生額	-
⑦期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤+⑥)	3,214

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における年金資産	3,071
②期待運用収益	34
③数理計算上の差異の発生額	201
④確定給付型年金制度への拠出金	84
⑤退職給付の支払額	△96
⑥期末における年金資産(①+②+③+④+⑤)	3,295

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①退職給付債務	2,528
②確定給付型年金制度の積立額	△3,235
③未積立退職給付債務(①+②)	△706
④未認識過去勤務費用	-
⑤未認識数理計算上の差異	-
⑥貸借対照表計上額純額(③+④+⑤)	△706
前払年金費用	793
退職給付引当金	86

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項目	金額
①勤務費用	99
②利息費用	△6
③期待運用収益	△37
④数理計算上の差異の費用処理額	43
⑤過去勤務費用の費用処理額	-
小計(①+②+③+④+⑤)	98
⑥出向負担金受入等	△0
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	95

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金57百万円は「厚生費」で処理しています。

- (6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳(税効果控除前)

(単位：百万円)

項目	金額
①未認識数理計算上の差異	△815
②未認識過去勤務費用	-
合計	△815

- (7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
確定給付型年金制度

項目	比率
①一般勘定	42.3%
②債券	32.4%
③株式	23.6%
④その他	1.7%
⑤合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が57.7%含まれています。

- (8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- (9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項目	比率等
①割引率	1.65%
②長期期待運用収益率	1.13%
③数理計算上の差異の処理年数	6年
④過去勤務費用の処理年数	6年

(注) 退職給付債務等の計算基礎とした割引率を当期末より、0%から1.65%に変更しています。

- (10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金32百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は228百万円となっています。

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①退職給付債務	3,214
②確定給付型年金制度の積立額	△3,295
③未積立退職給付債務(①+②)	△80
④未認識過去勤務費用	-
⑤未認識数理計算上の差異	-
⑥貸借対照表計上額純額(③+④+⑤)	△80
前払年金費用	326
退職給付引当金	245

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項目	金額
①勤務費用	98
②利息費用	△6
③期待運用収益	△34
④数理計算上の差異の費用処理額	64
⑤過去勤務費用の費用処理額	△15
小計(①+②+③+④+⑤)	106
⑥出向負担金受入等	△0
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	105

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金57百万円は「厚生費」で処理しています。

- (6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳(税効果控除前)

(単位：百万円)

項目	金額
①未認識数理計算上の差異	△179
②未認識過去勤務費用	0
合計	△179

- (7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
確定給付型年金制度

項目	比率
①一般勘定	44.0%
②債券	31.7%
③株式	23.0%
④その他	1.3%
⑤合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が56.0%含まれています。

- (8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- (9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項目	比率等
①割引率	0.0%
②長期期待運用収益率	1.13%
③数理計算上の差異の処理年数	6年
④過去勤務費用の処理年数	6年

- (10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金32百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は260百万円となっています。

JA Minori Disclosure 2025

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失	152
	その他有価証券評価差額金	132
	賞与引当金	38
	固定資産評価損	34
	役員退職慰労引当金	30
	退職給付引当金(一時金)	26
	未払事業税	21
	固定資産償却超過	9
	その他	29
	小計	475
	評価性引当額	△261
	合計	213
繰延税金負債	前払年金費用	△218
	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	合計	△219
繰延税金負債の純額		5

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率		当期末
法定実効税率		27.46
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.96
	住民税均等割	0.65
	評価性引当額の増減	0.95
	税額控除	△0.61
	その他	△0.42
税効果会計適用後の法人税等の負担率		24.50

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.46%から28.17%に変更されますが、その影響は軽微です。

11. 連結キャッシュフロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の期末残高と（連結）貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金および預金勘定	369,233
別段預金及び定期性預金	△343,659
現金および現金同等物	25,573

12. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に係る注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失	129
	退職給付引当金	68
	その他有価証券評価差額金	55
	賞与引当金	39
	固定資産評価損	33
	未払事業税	26
	役員退職慰労引当金	25
	賞与引当金未払法定福利費	5
	その他	20
	小計	405
	評価性引当額	△173
	合計	232
繰延税金負債	前払年金費用	△89
	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	合計	△89
繰延税金資産の純額		142

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率		当期末
法定実効税率		27.46
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.86
	住民税均等割	0.48
	評価性引当額の増減	0.07
	税額控除	△0.35
	その他	0.27
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.41

11. 連結キャッシュフロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の期末残高と（連結）貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金および預金勘定	382,785
別段預金及び定期性預金	△382,049
現金および現金同等物	736

12. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に係る注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	357	349	7
危険債権	106	46	60
要管理債権	－	3	△ 3
うち三月以上延滞債権額	－	－	－
うち貸出条件緩和債権額	－	3	－
合計 (A)	464	400	64
うち担保・保証付債権額 (B)	323	238	85
担保・保証控除後債権額 (C)	140	161	△ 20
個別計上貸倒引当金残高 (D)	133	152	△ 18
差引額 (E) = (C) - (D)	7	9	△ 2
一般計上貸倒引当金残高	2	10	△ 8
正 常 債 権 額	71,898	70,344	1,554

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 担保・保証付債権額
農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。
8. 個別計上貸倒引当金残高
農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
9. 担保・保証控除後債権額
農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和6年度	令和5年度
信 用 事 業	事業収益	3,481	3,489
	経常利益	1,386	1,553
	資産の額	449,941	460,082
共 済 事 業	事業収益	1,070	1,062
	経常利益	267	245
	資産の額	1	1
農 業 関 連 事 業	事業収益	4,045	4,097
	経常利益	△ 107	△ 80
	資産の額	－	－
そ の 他 事 業	事業収益	1,169	977
	経常利益	△ 5	△ 49
	資産の額	5,212	5,193
計	事業収益	9,767	9,627
	経常利益	1,540	1,668
	資産の額	489,223	498,913

■ 2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、19.25%となりました。

連結自己資本は、組合員の出資金によっており、出資金による資本調達額は4,096百万円（前年度4,157百万円）となりました。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	33,722	32,920
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,096	4,157
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	29,753	28,885
うち、外部流出予定額（△）	101	103
うち、上記以外に該当するものの額	△26	△20
コア資本に算入される評価・換算差額等	591	129
うち、退職給付に係るものの額	591	129
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	10
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	10
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,315	33,060
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	6	3
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	3
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	574	236
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-

コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	581	240
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		33,734	32,820
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		169,432	177,575
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			-
うち、上記以外に該当するものの額			-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-	
勘定間の振替分		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		5,805	10,573
信用リスク・アセット調整額			-
フロア調整額		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額			-
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	175,238	188,149
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))		19.25	17.44

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

JA Minori Disclosure 2025

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	602	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,998	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,772	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	950	190	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	382,287	76,457	3,058
法人等向け	1,914	659	26
中小企業等向け及び個人向け	21,139	14,306	572
抵当権付住宅ローン	110	35	1
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	257	176	7
取立未済手形	292	58	2
信用保証協会等保証付	46,824	4,647	185
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	1,151	1,151	46
(うち出資等のエクスポージャー)	1,151	1,151	46
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	39,641	79,883	3,195
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	26,593	66,484	2,659
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	233	583	23
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	12,814	12,814	512
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマナデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	499,043	177,575	7,103
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	499,043	177,575	7,103
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
		10,573	422
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己 資本額 b=a×4%
		188,149	7,525

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

JA Minori Disclosure 2025

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	607	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,382	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,710	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	945	189	7
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	368,933	73,796	2,951
〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕	100	30	1
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	2,206	651	26
〔うち特定貸付債権向け〕	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,505	1,573	62
〔うちトランザクター向け〕	66	30	1
不動産関連向け	17,459	6,090	243
〔うち自己居住用不動産等向け〕	17,386	6,045	241
〔うち賃貸用不動産向け〕	55	29	1
〔うち事業用不動産関連向け〕	16	15	0
〔うちその他不動産関連向け〕	-	-	-
〔うちADC向け〕	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	272	170	6
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	140	103	4
取立未済手形	156	31	1
信用保証協会等による保証付	47,835	4,749	189
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	709	709	28
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	40,464	81,356	3,254
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	-	-	-
〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	-	-	-
〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕	27,045	67,614	2,704
〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕	215	538	21
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕	-	-	-
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	-	-	-
〔うち上記以外のエクスポージャー〕	13,202	13,202	528
証券化	-	-	-
〔うちSTC要件適用分〕	-	-	-
〔短期STC要件適用分〕	-	-	-
〔うち不良債権証券化適用分〕	-	-	-
〔うちSTC・不良債権証券化適用対象外分〕	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
〔うちルックスルー方式〕	-	-	-
〔うちマナデット方式〕	-	-	-
〔うち蓋然性方式250%〕	-	-	-
〔うち蓋然性方式400%〕	-	-	-
〔うちフォールバック方式〕	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	489,431	169,432	6,777
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
〔簡便法〕	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	489,431	169,432	6,777

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 〈簡易方式又は標準的方式〉	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額	所要自己 資本額
	a	b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額	所要自己 資本額
	a	b=a×4%
所要自己資本額	5,805	232
	リスク・アセット等 (分母) 合計	所要自己 資本額
	a	b=a×4%
	175,238	7,009

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,805
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	232
BI	3,870
BIC	464

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA 以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JA の信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.16) をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載

② 信用リスクに関するエクスポージャー (地域別、業種別、残存期間別) 及び延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 百万円)

		令和6年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国内		489,431	72,560	6,091	413	498,834	70,761	4,292	257
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		489,431	72,560	6,091	413	498,834	70,761	4,292	257
法人	農業	74	60	-	14	77	77	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	404	44	300	-	426	66	300	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	447	44	403	-	443	40	403	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	530	0	501	-	530	-	501	-
	運輸・通信業	516	10	500	-	410	10	400	-
	金融・保険業	369,629	-	701	-	382,918	-	400	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,166	1,065	100	16	1,210	1,110	100	-
	日本国政府・地方公共団体	6,093	2,510	3,583	-	3,757	1,571	2,185	-
	上記以外	27,622	-	-	-	27,702	14	-	-
	個人	68,899	68,824	-	363	67,937	67,870	-	198
その他	14,045	-	-	-	13,418	-	-	-	
業種別残高計		489,431	72,560	6,091	393	498,834	70,761	4,292	198
1年以下		371,083	1,651	698		383,760	1,572	-	
1年超3年以下		1,811	1,111	700		1,239	1,039	200	
3年超5年以下		2,912	2,210	701		2,151	1,750	400	
5年超7年以下		2,233	2,233	-		2,368	2,167	200	
7年超10年以下		5,673	4,073	1,600		4,735	3,633	1,102	
10年超		62,687	60,297	2,389		61,942	59,554	2,388	
期限の定めのないもの		43,029	982	-		42,637	1,043	-	
残存期間別残高計		489,431	72,560	6,091		498,834	70,761	4,292	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産 (自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額
(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和5年度						
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	10	2		10	2		12	10		12	10		
個別貸倒引当金	157	134	12	139	139		167	157	-	167	157		
国内	157	134	12	139	139		167	157	-	167	157		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	157	134	12	139	139		167	157	-	167	157		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	9	9	-	9	9	-	9	9	-	9	9	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	148	125	12	130	130	-	157	148	-	157	148	-	
業種別計	157	134	12	139	139	-	167	157	-	167	157	-	

JA Minori Disclosure 2025

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均値
		効果適用前		効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	
現金	0	607	-	607	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,382	-	3,382	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	2,710	-	2,710	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	100	-	100	-	10	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	945	-	945	-	189	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	368,933	-	368,933	-	73,796	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	100	-	100	-	30	30
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	2,206	-	2,206	-	651	30
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,315	1,653	2,516	190	1,573	58
（うちトランザクター向け）	45	-	668	-	66	30	45
不動産関連向け	20~150	17,459	-	17,361	-	6,090	35
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	17,386	-	17,295	-	6,045	35
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	55	-	48	-	29	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	16	-	16	-	15	94
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	169	1	168	0	170	101
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	103	-	103	-	103	100
取立未済手形	20	156	-	156	-	31	20
信用保証協会等による保証付	0~10	47,835	-	47,497	-	4,749	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	709	-	709	-	709	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	40,464	-	40,464	-	81,356	201
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	27,045	-	27,045	-	67,614	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	215	-	215	-	538	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	13,202	-	13,202	-	13,202	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	169,432	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

JA Minori Disclosure 2025

⑤ ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
 [令和6年度] (単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)															
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計									
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,382	-	-	-	-	-	3,382									
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-									
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-									
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計								
我が国の地方公共団体向け	2,710	-	-	-	-	-	-	2,710								
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-								
地方公共団体金融機構向け	-	100	-	-	-	-	-	100								
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-								
地方三公社向け	-	-	945	-	-	-	-	945								
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計								
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-								
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	368,833	100	-	-	-	-	-	-	368,933							
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	100	-	-	-	-	-	-	100							
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計							
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計						
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	1,505	701	-	-	-	-	-	-	-	2,206						
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	100%	150%	250%	400%	その他	合計										
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
株式等	-	-	-	709	-	-	-	-	-	709						
	45%	75%	100%	その他	合計											
中堅中小企業等向け及び個人向け	66	268	1,048	1,323	2,706											
(うちトランザクター向け)	66	-	-	-	66											
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	6	-	-	-	17,244	-	-	-	-	-	-	-	44	17,295		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-	48			
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	0	16	-	-	-	-	16									
	60%	その他	合計													
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-													
	100%	150%	その他	合計												
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-												
	50%	100%	150%	その他	合計											
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	77	12	79	0	168											
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	103	-	-	103											
	0%	10%	20%	100%	その他	合計										
現金	607	-	-	-	-	607										
取立未済手形	-	-	156	-	-	156										
信用保証協会等による保証付	-	47,493	0	-	4	47,497										
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-										
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-										

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	5,758	5,758
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	46,575	46,575
	リスク・ウェイト20%	1,004	384,885	385,889
	リスク・ウェイト35%	-	101	101
	リスク・ウェイト50%	901	153	1,055
	リスク・ウェイト75%	-	18,770	18,770
	リスク・ウェイト100%	-	13,791	13,791
	リスク・ウェイト150%	-	96	96
	リスク・ウェイト250%	-	26,795	26,795
	その他	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-
	計	1,906	496,928	498,834

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	445,614	-	-	444,394
40%～70%	830	668	10%	895
75%	157	910	13%	268
80%	-	0	10%	0
85%	58	-	-	56
90%～100%	1,185	2	10%	1,179
105%～130%	-	-	-	-
150%	79	0	10%	79
250%	709	-	-	709
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	73	10%	7
合計	448,636	1,655	11%	447,591

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.76）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	60	1,355	－
抵当権住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	0	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合計	60	1,355	－

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	60	1,197	-
自己居住用不動産等向け	-	50	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	0	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	60	1,248	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVA リスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.17）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.79）をご参照ください。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 （単位：百万円）

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	307	307	253	253
非上場	27,622	27,622	27,618	27,618
合計	27,930	27,930	27,871	27,871

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 （単位：百万円）

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
174	-	125	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	－
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.80）をご参照ください。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方平行シフト	0	0	0	0
2	下方平行シフト	1,181	0	398	79
3	スティーブ化	164	407		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	1,059	760		
7	最大値	1,181	760	398	79
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	33,734		32,820	

〈開示項目対比掲載ページ〉

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
I.組合単体ベースのディスクロージャー開示項目		
1	業務の運営の組織	27
2	理事及び監事の氏名及び役職名	29
3	会計監査人の氏名又は名称	48
4	事務所の名称及び所在地	30-31
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	31
6	主要な業務の内容	19-26
7	事業の概況	4-7
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	49
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	50-58、64
10	リスク管理の体制	16-17
11	法令遵守の体制	17
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	15
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17-18
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	32-35
15	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	55

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	55
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	65-81
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	57-58
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	55
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	56
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	48
II.組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目		
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	82
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	82
3	事業の概況	83
4	直近5連結事業年度の連結ベースでの業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	83
5	直近2連結事業年度の連結ベースでの貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	84-87
6	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	101
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	102-117
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	101

